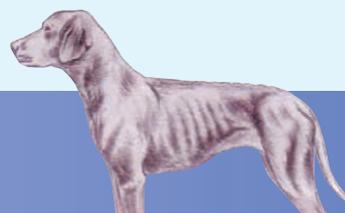
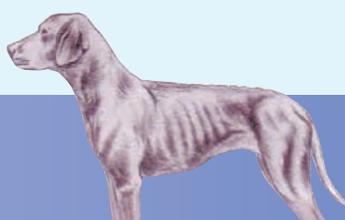


動物の虐待事例等調査報告書

平成25年度



環境省

平成25年度 動物の虐待事件事例等調査報告書

●もくじ

I	はじめに	2
II	国内における動物の虐待事件事例等	3
	1. 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)違反人員	3
	2. マスコミ報道された動物の虐待等事件事例及び関連法違反及び違反容疑一覧	4
	①動物の愛護及び管理に関する法律	
	a. 殺傷	4
	b. ネグレクト	21
	c. 自治体による多頭飼育対応事例	22
	②刑法(器物損壊罪)	26
III	英国における動物虐待判例	28
	付録 ①英国動物福祉法2006	39
	②英国動物福祉法2006に基づく改善指導用様式(英国Defra作成)	44
IV	参考	47
	1. アニマル・ホーディング(RSPCAインスペクター・ガイダンスノート)	48
	2. 非偶発的外傷(人為的外傷)—動物虐待の疑い	53

I はじめに

今や、犬や猫たちは飼い主にとって喜びや安らぎを与えてくれる「家族」であり、一昔前のような番犬やネズミ取りの為にという飼育理由はほとんど見られません。都会ではペット飼育可のマンションが増え、医療も高度化し、ドッグランやペットとともに楽しめる施設もあちらこちらにでき始めております。しかし、一方で、社会を震撼させるような動物虐待やみだりな殺傷事件が立て続けに起こり、そうした事件を起こした人物が人へも危害を加えてしまうという暴力の連鎖が起こっていることも事実です。

また、「かわいそう」と飼い主から見放された動物を引き取り保護しているうちに、その数とその人の適切な飼育管理能力を超えてしまい、劣悪な飼育環境の多頭飼育者になってしまっている事例や、ブリーダーが繁殖しても売れず、手元の動物数が手におえないほどになった事例等各地の自治体で見られます。お金も人手も動物が暮らすスペースもなく、動物は糞尿やゴミが山積した中で、食料も欠乏し、病気になっても手当もされず、ほとんど掃除されたことのないケージに閉じ込められているか繋がれています。人の生活スペースもないこともしばしばです。

これらのことに対応すべく、平成25年9月に改正施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、第6章罰則の第44条第2項において、ネグレクトに当たる「衰弱させる等」（改正前）の例示が追加され、「酷使、拘束による衰弱、病気やけがの放置、排せつ物が堆積した施設や他の動物の死体が放置された施設で飼養保管すること」等が明文化されました。罰則も愛護動物の殺傷（第1項）に対しては2年以下の懲役または200万円以下の罰金、虐待（第2項）や遺棄（第3項）に対しては100万円以下の罰金と改正前の2倍になりました。

人と動物が共に幸せに暮らす社会を築くには、生命尊重や動物愛護の普及啓発と共に、改正された法律をフルに活用し、動物愛護担当行政のみならず、警察、公衆衛生や環境衛生の担当者、獣医師会等の動物の専門家や人の福祉関係者、団体・ボランティア等とネットワークを組み、協力して早期発見・早期改善を指導し、未然に動物虐待を防ぐことが重要です。

本調査では、過年度の調査結果を踏まえて、新たな動物虐待事例等の情報を収集するとともにそうした事案に対して、今後、自治体が適切な対応を取ることができるよう参考となる情報を収集しました。

II 国内における動物の虐待事例等

1. 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)違反人員

(単位：人)

年 別	通常受理	起 訴	不 起 訴
昭和 49年	13	8	4
50年	6	4	1
51年	6	4	9
52年	9	3	4
53年	5	4	3
54年	6	3	3
55年	4	2	1
56年	10	5	1
57年	5	2	5
58年	6	3	1
59年	6	3	3
60年	3	2	2
61年	5	3	0
62年	5	2	4
63年	3	0	3
平成 元年	7	3	3
2年	3	2	2
3年	7	4	1
4年	11	4	0
5年	9	4	4
6年	11	2	9
7年	2	3	1
8年	12	1	11
9年	12	5	7
10年	8	4	4
11年	3	0	3
12年	14	4	11
13年	18	7	10
14年	39	18	22
15年	12	3	9
16年	27	8	21
17年	47	15	27
18年	48	12	35
19年	51	14	36
20年	72	21	47
21年	54	24	36
22年	58	18	41
23年	55	9	47
24年	46	16	32

出典：検察統計年報

注) 起訴または不起訴が翌年に繰り越される場合もあるため、それらの人数の合計と通常受理数とが一致しない年もある。

2. マスコミ報道された動物の虐待事例及び関連法違反及び違反容疑一覧

①動物の愛護及び管理に関する法律

		a. 殺 傷			
日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内 容
1	大阪	朝日新聞	猫	猫虐待死、3匹	26日午後6時すぎ、花博記念公園鶴見緑地(守口市・大阪市鶴見区)の広場で、ぐったりとした黒茶色の若い猫が街灯の下に置き去りにされていた。四肢は不自然な方向に曲がり、ヒゲが焼かれ、鼻先にロウが付着していた。骨折は7カ所あり、歯も2本抜けていた。10日前の16日午後7時すぎにも全く同じ場所で、トラ模様の猫が口から血を流し伏せているのをホームレスの男性が見つけた。弱々しい呼吸。ペンチにたたきつけられたのか、血痕が残っていた。連絡を受けて、動物愛護団体職員が引き取ったが、間もなく死んだ。解剖の結果、頭の骨が折れ、肺から出血していたことがわかった。さらに正月3日夜には、2件の現場から北に数百メートル離れた歩道で、散歩していた鶴見区の会社員が歩道脇に猫の死骸(しがい)を見つけている。街灯の下で口から血を流していた。守口署は動物愛護法違反の疑いで捜査を始めた。
2	愛知	読売新聞	猫	マンションから猫投げ落とす? 10匹相次ぎ死ぬ	名古屋南区にある10階建てマンションで、途中階の屋根の上や、すぐ近くの路上に投げ捨てられるなどした10匹の死んだ猫が昨年7～9月、相次いで見つかったことが分かった。10匹の大半は子猫で、中にはポリ袋に入れられ、投げ捨てられていたケースもあった。マンション住民や動物愛護団体から情報提供を受けた愛知県警は、動物虐待事件の可能性もあるとみて捜査を始めた。
		毎日新聞		〈猫虐待〉容疑で家宅捜索…引き取り後、6匹死ぬ 愛知県警	名古屋南区のマンションに住む20代の男性が複数の猫を虐待した疑いが強まったとして、愛知県警南署は18日、この男性の自宅を動物愛護法違反容疑で家宅捜索した。県警によると、マンション周辺では09年7～9月に、猫10匹が死んでいるのが見つかった。県警は男性から任意で事情を聴くなどして関連を調べている。県警や名古屋市によると、死んだ猫はマンションの屋根、敷地内や近くの歩道上に放置されていた。いずれも窒息死した後、捨てられたとみられる。この男性は、捨て猫の餌い主を募集するインターネットのサイトを通じて少なくとも子猫8匹を引き取った。しかし、そのうち6匹が死に、譲り主に「ペランダから転落死した」と説明した。別の譲り主が残り2匹を返すよう求めたところ、子猫の目に出血の跡があったという。こうしたことから、動物愛護団体が猫を虐待した」として動物愛護法違反容疑で県警に告発していた。
3	兵庫	産経新聞	ウサギ	〈猫虐待〉25歳男を書類送検 「鳴き声うるさかった」	インターネットを通じて引き取った猫を虐待したとして、愛知県警南署は14日、名古屋南区の無職の男(25)を動物愛護法違反容疑で名古屋地検に書類送検した。同署によると、男は「鳴き声がうるさかったうえ、死んだ自分の母親の写真を立ててを倒したので殴った」と容疑を認め、「虐待するつもりで引き取ったのではない」と供述しているという。容疑は09年10月7～15日、自宅アパートで飼った猫2匹の目や耳を平手でたたきなどして虐待したとしている。同署によると、男は同8～12月、子猫の里親を募集するインターネットのサイトを通じて少なくとも子猫9匹を引き取った。うち2匹は転落や栄養失調で死に、5匹は逃がしたと供述しているという。男は猫を飼っているのをアパートの管理人に知られたため、残った2匹を譲り主に返した。だが、返された2匹の目に出血跡があったため、譲り主が名古屋市内の動物愛護団体に相談。団体から連絡を受けた同署は今年3月に男の自宅を同容疑で家宅捜索していた。アパート周辺では09年7～9月、猫10匹が死んでいるのが見つかったというが、男の関与を裏付ける物証はなく、同署は立件しない方針。
				2010/5/14	大学のグラウンドにウサギの死体

a. 殺 傷

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内 容
4	奈良	西日本新聞	シカ	奈良、シカの腹に矢刺さる 天然記念物、県警が捜査	13日午前10時すぎ、奈良市春日野町の春日大社の表参道付近で、腹に矢が刺さったシカを通行人が見つけた。「奈良の鹿愛護会」で保護したが、矢は深さ約24センチまで刺さり腹を貫通。重傷で弱っているという。矢が刺さっていたのは奈良公園のシカで、国の天然記念物に指定されており、奈良署は文化財保護法違反の疑いで捜査を始めた。同署によると、シカは推定10歳ぐらゐの雌で体長約130センチ、体重約44キログラム。鹿製のポーガン用とみられる矢で、長さ約52センチ、直径約7ミリ。左から右側に刺さっていた。愛護会によると、麻酔で眠らせて捕獲。矢を抜き取るなどの処置をした。腹以外にけがはない。2003年と08年にも、前脚の付け根部分に矢やヤスが刺さったシカが見つかっており、同会は「巡回策を強化し、再発防止に努めたい」としている。奈良公園には約千頭のシカが生息している。
		西日本新聞		シカに矢39歳男を逮捕 奈良、文化財保護法違反で	奈良市の春日大社参道で3月、ポーガン用とみられる矢の刺さったシカが見つかると、奈良県警は13日、文化財保護法違反の疑いで津市芸濃町、飲食店経営者、男性(39)を逮捕し、自宅を家宅捜索した。捜査関係者によると、男性は3月12日夜～13日未明にかけて、春日大社の境内で矢を放ち、シカを傷つけた疑い。捜査関係者によると、「矢を放ったかには分らない」と供述。「金がなくてシカ肉は高く売れる」と話している。
		産経新聞		“矢シカ男”に実刑「奈良の象徴、神鹿を殺し社会に不安」	国の天然記念物に指定されている奈良公園(奈良市)のシカを矢で撃ち、死なせたなどとして、文化財保護法違反の罪に問われた津市芸濃町の飲食店経営、男性(40)と三重県亀山市の飲食店員(37)両被告の判決公判が18日、奈良地裁で開かれ、裁判官は「犯行の動機や経緯に酌量の余地はなく、計画的で悪質」として、男性(40)被告に懲役6月(求刑懲役10月)、飲食店員(37)被告に懲役6月、執行猶予3年(求刑懲役6月)を言い渡した。判決理由では「奈良の象徴のシカが殺され、地域社会に驚きと不安を与えた」と厳しく指摘した。
5	岡山	山陽新聞	猫	岡山で猫5匹が変死	岡山市中区新築港、県岡山港管理事務所の敷地内で、一度に5匹の猫の死体が見つかったことが12日、分かった。岡山中央署が調べているが、外傷や毒物を食べた明確な形跡などはなく、病死の可能性を含め死因ははっきりしていない。付近住民によると、いずれも野良猫とみられ、10日午後2時ごろ、同事務所に隣接する公園で定期的に猫にえさやりをしている岡山市の会社員女性(35)らが、フェンスで囲われた事務所敷地内の茂みや溝などで次々に発見、110番した。同事務所によると、周囲には少なくとも十数匹がすみつき、同事務所は動物愛護団体メンバーらの要請を受け、去勢手術をすることを条件に公園でのえさやりを認めていた。「一度にこれほど多くの死体が見つかったことはない」としている。12日に通報を受けた岡山市保健所も今後、詳しい状況などを調べる方針。同署はパトロールを強化するとしている。
		FNN ニュース	東京・世田谷区の公園で背中が赤くたされた猫を保護 何者かに薬品かけられた可能性	21日未明、東京・世田谷区の公園で、頭からお尻の部分にかけて、40cm近く地肌が見えている猫1匹が保護された。薬品のようなものをかけられたのか、背中が赤くただれていた。周辺では、2009年にも同じように皮膚が焼けた猫が12匹確認されていたが、保護できたのはそのうちの5匹。警視庁も、何者かが猫に薬品をかけたこととみて、捜査を進めていた。	
6	東京	TBS News	猫	世田谷でまた「やけど」のネコ見つかる	4日午前1時ごろ、東京・世田谷区の路上で、背中や足などにやけどをしたネコが3匹見つかった。ネコを保護したNPO法人によると、ネコは衰弱しきって動けなくなっており、このやけどは薬品のようなものをかけられて、できたとみられるということ。世田谷区内では去年4月以降、ヤケドをしたネコが20匹以上見つかっており、警視庁は動物愛護法違反の疑いを視野に捜査している。
		TBS News	猫虐待、かけられたのは毒劇物か	東京・世田谷区で背中にやけどをした猫が相次いで見つかった事件で、専門家などへのその後の取材で猫にかけられたのは塩酸などの毒劇物とみられることが分かった。警視庁も地域住民から情報提供を求めると、調べを進めている。	
		TBS News			

a. 殺 傷

	日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内 容
7	2010/4/27	東京	毎日新聞	猫	猫虐待:相次ぐ現場見たら110番! 警視庁、愛護法違反容疑で調査	3月23日、八王子市大和田町で、首から背中にかけて傷がある野良猫が発見、保護された。今月20日にも近くで、同様の傷がある猫1匹が見つかった。2匹を治療した動物病院院長によると、いずれも背中に約30センチの直線的な傷があり、右耳を半円状に切られていた。八王子署は市内の2件の事件とも傷が似ていることから関連を調べるとともに、世田谷署とも連携とり情報収集を進めている。
8	2010/6/16	栃木	毎日新聞	犬	動物虐待:動物愛護NPO代表、容疑で書類送検 教匹が衰弱死	飼い主が育てられなくなったパットを有料で引き取りながら、満足な飼育をせずに衰弱死させていたなどとして、宇都宮中央署は15日までに宇都宮市のNPO法人と男性代表(57)を動物愛護法違反(虐待)と狂犬病予防法違反の疑いで宇都宮地検に書類送検した。送検容疑は、飼い主から手数料を取り自宅に引き取った犬数匹に、満足な餌を与えなかったり、排せつ物の処理などの世話を怠って衰弱死させた。また、年1回の接種が義務付けられている狂犬病予防注射を数年間にわたり受けさせていなかったとしている。
9	2010/6/29	石川	北国新聞	猫	猫の胸部に銃弾内臓、狩猟用の空気銃か	25日朝に内灘町内の動物病院で治療を受けた同町内の無職男性(78)の飼い猫の胸部から銃弾とみられる金属片が見つかったことが28日、津幡署などへの取材で分かった。金属片は猫の右胸のあばら骨1本を砕き、右肺を貫通して左胸部に残っており、大きさや形状などから空気銃の弾丸の可能性が大きい。通報を受けた同署は動物愛護法違反などの疑いがあるとみて調べている。
	時事通信		空気銃で猫撃った男逮捕 =「自宅に入ってくるの嫌だった」 -石川県警		石川県内灘町で体内に空気銃の弾丸が入った猫が見つかった事件で、県警津幡署は1日までに、空気銃で猫を撃ったとして、動物愛護法違反と銃刀法違反容疑で会社員の男性容疑者(61)を逮捕した。同署によると、「日ごろから猫が自宅敷地に入り、車の上に乗ったりするの嫌だった」と容疑を認めているという。逮捕容疑は、先月24日午後11時ごろ、自宅近くの民家の駐車場で、近所の男性が飼う猫を自分の空気銃で1発撃ち、けがを負わせた疑い。同署によると、男性容疑者は標的射撃のために空気銃の所持許可を得ており、所持者を調べるなどした中で浮上した。	
10	2010/7/6	栃木	産経新聞	牛	牛を宙づりで窒息死 動愛法違反で再逮捕	食肉処理場で牛を宙づりにして窒息死させたなどとして、栃木県警生活環境課と大田原署は5日、動物愛護法違反などの疑いで、群馬県伊勢崎市、回収業、男性被告(35) = 食品衛生法違反罪で起訴 = を再逮捕した。容疑を認めている。県警などの調べによると、容疑者は2月中旬ごろ、栃木県大田原市の公営食肉処理場で、牛1頭の前足にワイヤをかけて宙づりにし、窒息死させた疑いが持たれている。この方法では、牛が死ぬまでに20分ほどかかるため、県警は虐待に当たると判断した。容疑者は、同処理場から、食用検査で不合格になった疾病牛の内臓を無断で持ち出したとして、食品衛生法違反の疑いで5月に逮捕された。
11	2010/7/23	大阪	読売新聞	猫	空き地の1か所で野良猫6匹死ぬ、毒殺の可能性	22日午後8時50分頃、大阪市東淀川区の空き地で、猫6匹が一か所に集まって死んでいるのを散歩している近くの女性が見つけ、110番した。猫に傷はなく、東淀川署は毒物を食べさせられた可能性もあるとみて、動物愛護法違反の疑いで調べている。同署の発表では、現場は神崎川沿いのマンション北側にある約10平方メートルの草地。6匹は野良猫とみられ、周辺には、以前から野良猫十数匹が住みついていたという。
12	2010/8/12	茨城	産経新聞	ハト	首ないハトの死骸 笠間の公園に6羽	11日午前10時ごろ、笠間市にある「あたご天狗の森公園」で、草刈りをしてきた公園管理人の男性(70)が首のないハトの死骸(しがい)を発見、同市役所に通報した。笠間署の調べによると、死骸で見つかったのはハト6羽で、土手や池など数十メートル四方にまばらに置かれていたという。ハトはひからびたり腐敗したりしており、うち5羽には足輪が付けられていた。同署によると、現場は愛宕山山頂にある同公園駐車場南側の緩やかな斜面で、子供用滑り台やテーブルなどが設置されているが、サクラが咲く春先などを除くと、立ち入る人は少ないという。同署は同じような形態でハトの首が切られていることなどから同一人物の犯行との見方を強めており、動物愛護法違反の疑いもあるとみて調べている。

a. 殺 傷

	日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内 容
12	2010/8/18	茨城	読売新聞	ハト	首なしハト、9～16年前から行方不明だった	茨城県笠間市泉の「あたご天狗の森公園」で11日、首のないハト6羽が見つかった問題で、ハトの足に付いていた「足環」から3人の所有者が判明し、いずれも「9～16年前から行方不明になっていた」などと話していることが17日、わかった。笠間署は動物愛護法違反や器物損壊容疑とともに、肉食動物が首を食いちぎった可能性もあるとみて調べている。同署によると、3人は県内、東京都、千葉県に在住する男性で、計4羽を所有。自宅でレース用のハトを趣味で育てていたが、「訓練中に戻ってこなくなった」などと説明しているという。死んでいた6羽のうち、足環が装着されていたのは5羽。所有者が判明した4羽の足環には日本鳩レース協会を表す「JPN」などの文字が記されていたが、残る1羽は同協会以外の足環だったため、所有者が特定できていないという。
13	2010/8/14	熊本	毎日新聞	ハト 猫	死骸：虐待された動物、相次ぎ放置 住民が警察へ届け出 一熊本市	「首が切られたハトや内臓がない猫の死がいなどが相次いで見つかった」という通報が13日、熊本北署の交番にあった。同署は事実関係を調べて捜査を進める方針。届け出た大江小PTA会長によると、11日に開かれた町内会の役員会で、動物が虐待された可能性のある事実が4件報告された。役員会の出席者から12日に連絡を受けたという。マンションのゴミ置き場で内臓がえぐられた猫を発見▽道路脇の植え込みで猫の皮を発見▽別の植え込みに下半身がない猫を発見▽マンションの敷地内に首が切られたハトを発見 一の4件。いずれも熊本市大江や水前寺付近で7月中旬以降に見つかったという。
14	2010/9/17	山口	読売新聞	犬	犬の足に何者かが針金 …動物愛護法違反で 捜査	山口県周南市の周南緑地公園で、針金で足を幾重にも巻かれ衰弱した犬が保護されていたことがわかった。県警周南署は「針金は人為的に巻かれた可能性が高い」として、動物愛護法違反容疑で調べている。保護したのは、同市の女性会社員(48)。8月22日午後7時頃、公園を散歩中の友人から「犬がけがをしている」と連絡を受けて駆けつけたところ、後ろの両足を針金で巻かれた2歳くらいの雄犬がうずくまっていたという。針金が皮膚に食い込んでおり、動物病院で治療を受けたところ、足のケンが切れていたという。2度手術をして回復に向かっているが、歩行や排せつなどは自力で出来ない状態という。女性は13日、周南署に相談。
15	2010/9/26	山形	毎日新聞	犬	動物愛護法違反： 飼い犬5匹餓死容疑で 40代男を書類送検 一米沢	飼い犬5匹を餓死させたとして、県警生活環境課などは25日までに、米沢市の40代男性会社員を動物愛護法違反(殺傷)容疑で山形地検に書類送検したことが捜査関係者への取材で分かった。同関係者によると送検容疑は、昨年11月ごろ、同市の実家で飼っていた犬5匹に餌や水をやるのをやめ、12月～今年1月ごろ、餓死させたとしている。同関係者によると、6月以降「異臭がする」と苦情が相次ぎ、7月2日に同市役所と置賜保健所の職員が立ち入り、餓死した犬を見つけた。
16	2010/10/10 2010/10/11	富山	毎日新聞 共同通信	犬	(動物虐待)犬が顔だけ 出して生き埋め 富山の土手 生き埋めの犬の飼い主 名乗り 生後10年、雄の秋田犬	富山市興人町の運河の土手で9日午後、犬が顔だけ出した状態で土に埋められているのが見つかり、通報で駆けつけた消防署員と警察官が保護した。富山県警富山中央署は悪質なはずらとみて、動物愛護法違反(虐待)容疑で調べている。同署によると、犬は体長約1メートル、体重約30キログラムの雑種とみられる雄。全身を横向きにされ、体の上に高さ70～80センチの土が山のように盛られていた。9日午後2時5分ごろ、犬が盛んにほえる声に通行人が気づき、通報した。 富山市の運河岸で犬が埋められ見つけた事件で、飼い主が富山中央署に名乗り出て、犬を引き取ったことが11日、分かった。同署によると、現場から約1キロ離れた同市下新北町に住む男性(73)が11日午前9時ごろ、テレビのニュースを見て署に連絡した。男性が9日午前6時半ごろ、散歩させようとしたところ、犬小屋からいなくなっていることに気づいた。鎖につないだ首輪が外れていた。生後約10年の雄の秋田犬という。同署は動物愛護法違反容疑で調べている。

a. 殺 傷

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内 容
17 2010/11/2	兵庫	J-CAST ニュース	猫	小学校花壇に「頭部切断」ネコ 3年前の事件と関連あるのか	兵庫県加古川市内の小学校で、頭部のないネコの死骸が発見された。同市では、3年ほど前に起きた小学生の殺人事件の直後にも、頭部のない動物の死骸が相次いで発見されている。警察は、今回の事件と3年前の事件との関連を否定しているが、似たような手口だけに、波紋が広がりがそうだ。兵庫県警加古川署によると、2010年11月2日8時10分頃、加古川市内の小学校に登校してきた5年生の男子児童が、頭部がないネコの死骸を見つけた。教頭(49)が同署に通報した。死後2～3日、別な場所から運ばれたとみられるが、まだ見つからない。現場で血液がほとんど見つからないことから、別の場所で切断されたと思われる。加古川署では、動物愛護法違反や器物損壊の容疑で捜査を進めている。
18 2010/11/19	東京	時事通信	ハト	公園でハト大量死＝毒入り餌まぐ	19日午前8時50分ごろ、東京都江東区の都立亀戸中央公園で、「ハトがたたくさん死んでいる」と通行人の男性から110番があった。警視庁城東署が調べたところ、公園や付近の河川敷などで計45羽のハトが死んでいるのが見つかり、同署は動物愛護法違反などの疑いがあるとみて調べている。同署によると、いずれも目立った傷はなく、鳥インフルエンザの簡易検査でもウイルスは検出されなかった。公園の広場にパンくずが散らばっていたため、同署は何者かが毒入りの餌をまいた可能性もあるとみて鑑定する。
19 2010/12/15～ 2010/12/16	宮城	時事通信 産経新聞	猫	駅前通路に猫の切断死 体＝動物愛護法違反容 疑で捜査―宮城県警	15日午前7時45分ごろ、仙台市のJR仙台駅前歩行者用立体通路に、首が切断された猫の死体が放置されているのを、通勤途中の男性が見つけ、駅の交番に届け出た。宮城県警仙台中央署が動物愛護法違反容疑で捜査している。同署によると、猫は切り離された頭部を胴体の上に乗せた状態で通路の隅に置かれていた。雄で死後数日以内とみられる。現場付近に血液が飛び散った様子は見られず、別の場所で切断し、通路まで運んで放置した可能性が高いという。
20 2010/12/16	長崎	毎日新聞	猫	(ネコ)肉球切られ路上 に放置…長崎で衰弱死	長崎市深堀町の深堀漁港近くの路上で、4本の足から血を流してうずまぐった雄のネコが保護され、間もなく衰弱死したことが分かった。保護した近くの獣医が16日、長崎県警大浦署に通報した。足4本ともに肉球を切り取られたような傷があり、同署は動物愛護法違反容疑で調べている。獣医によると、15日午後、通りかかった観光客が見つけ、獣医に連れてきた。ネコは脱水症状などがあり、16日朝に死んだという。4本足にいずれも縛られたような傷があり、背中やヒゲに焼かれたような痕もあった。ネコは4～5歳ぐらいの成獣で、体長約40センチ、体重約4キログラム。首輪は着けていなかった。
21 2011/1/13	三重	中日新聞	馬	上げ馬神事、文化財継続 三重県審議会、威嚇行 為改善求める	多度大社(三重県桑名市)と猪名部(いなべ)神社(同県東員町)で毎年春に行われる県無形民俗文化財の「上げ馬神事」が動物愛護団体から動物虐待と指摘された問題で、県文化財保護審議会は13日馬を威嚇する行為などを改善するよう県教委に答申した。審議会の答申次第では、神事の文化財指定が取り消される可能性もあったが、この日の答申で指定の継続が決まった。毎年4月に猪名部神社で、同5月に多度大社で行われる神事は、若者の乗った馬が急斜面を駆け上がり、成功した回数で、農作物の出来や景気を占う。多数の参拝者でにぎわう反面、馬をたたいて興奮させるなどの虐待行為があると市民団体が県に訴えていた。審議会は、専門家からの意見聴取や現地調査の結果、「動物愛護の観点で課題はあったが、文化財の価値として変化はない」と結論付けた。一方で「改善の取り組みは引き続き必要」として、馬を威嚇する行為の改善や坂の傾斜の見直し、調査の継続などを県教委に求めた。
2011/1/14		毎日新聞 朝日新聞		上げ馬神事「虐待行為 根絶を」	三重県桑名市の多度大社と同県東員町の猪名部神社で行われている県指定無形民俗文化財の「上げ馬神事」で、馬を興奮させるために砂をかけるほか、骨折した馬の耳に水を入れるなどの虐待があったとして、県文化財保護審議会は13日、県教委に対し、馬の取り扱いなどについて改善措置を講じるよう求めた。神事を巡っては、馬への虐待行為や未成年者の飲酒などの問題が指摘されており、同会が調査していた。報告書は、馬に砂や小石を投げつけたり、骨折した馬を約20分間放置するなどの虐待行為があったと指摘したうえで「改善されているが、根絶されていない」として、県教委に対し、調査を続けるよう要請し、動物愛護に関する意識啓発や事故が起きた場合に速やかな対応が取れるよう体制を整えることなどを求めた。

a. 殺 傷

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内 容
2011/1/15		産経新聞		県文化財保護審議会が意見書提出「上げ馬神事」改善を	「小石投げたり何度も手綱引くなど動物愛護の精神に反する」急坂での馬の登攀(とうはん)により農作物の吉凶をうらなう県無形民俗文化財の多度大社(桑名市)と猪名部神社(東員町)の「上げ馬神事」で、動物虐待の有無の調査していた県文化財保護審議会は、両神事について「一定の改善はあるものの、大声を上げ、小石を投げたり、手綱を何度も引くなど動物愛護の精神に反する行為があった」として改善を求める意見書を県教委に提出した。文化財指定については取り消しはなかった。県教委は今年の神事で地元団体に改善措置を求め、さらに調査する。平成8年に動物愛護団体から文化財指定取り消しを求める要望書が出され、審議会が「興奮剤など薬物投与は動物愛護の精神に反すると安全運営を求める意見書を県教委に提出。しかし21年になっても馬をける、たたぐなどの暴力行為があり審議会が再調査を決定。22年春に両神事を調査した。猪名部神社の神事については、土壁の高さが約2メートルから約40センチ低くされ、角度も緩やかにされてきたが、首の骨を折り即死した馬に對しすみややかな対応が取れる対応がなかったほか、地元関係者が馬を興奮させるため馬の前で大声を上げ、砂や石を投げる、はっぴを振り回すなど、動物愛護の精神に反する行為などがあり、改善を求めた。また、能力の高い馬をそえ、騎手の練習も確実にするよう求めた。多度大社の神事については、走路については同様の改善があったものの、後ろ脚を骨折した馬を立ち上がらせるため、耳に水を入れ興奮させようとするなど動物愛護管理法違反の可能性があり適切な対応を要求。馬の選定や騎手の訓練でも改善を求めた。審議会会長は「虐待の問題は、改善されてるが、動物愛護の精神からみて根絶はされていない。県教委として強く指導し改善するべきだ」と審議結果を報告。県教育長は「意見を重く受け止めており、適切な措置を取りたい」と話した。
2011/1/21	三重	産経新聞	馬	多度大社などに県教委は正勧告「上げ馬神事」での動物虐待問題	県指定無形民俗文化財の「上げ馬神事」に動物虐待の疑いがあるとして、県文化財保護審議会が神事を行っている多度大社(桑名市)と猪名部神社(東員町)に強い指導を求める意見書を県教委に出したことを受け20日県教委は両神事を保存する多度大社と東員町瀧瀬馬(やぶさめ)保存会に是正を求める勧告を行った。県教委によると県の文化財での勧告は初めて。勧告では、両神事に対し、馬の取り扱いで、動物愛護法や愛護精神に反する虐待などの根絶▽未成年者の飲酒、喫煙を防止▽騎手の育成や馬の調達の充実を求めた。県文化財保護条例では助言または勧告ができていないことになっているがより強い勧告となった。
2011/7/3		産経新聞		三重の伝統行事「上げ馬神事」馬暴行で書類送検5人疑い	三重県が無形民俗文化財に指定している多度(たど)大社(桑名市多度町)の伝統行事「上げ馬神事」で、棒で馬の腹を殴りつけたなどとして、県警桑名署が動物愛護管理法違反容疑で、祭りの関係者5人を書類送検していたことが2日、分かった。無形文化財の祭りをめぐり刑事事件として摘発されるのは異例。文化財として指定を継続するかどうか検討してきた県文化財保護審議会の判断にも影響を与えそう。捜査関係者によると、送検されたのは神事を運営するため地元7地区でつくる「御厨(みくりや)」と呼ばれる団体の住民ら5人。送検容疑は、平成21年5月5日、坂を駆け上がる本番の準備運動中、興奮状態にするため馬の下腹部や尻を棒で殴りつけたり、横腹を蹴ったりするなどしたとしている。神事をめぐっては、馬にみだりに暴力行為を加えたとして、22年5月に動物愛護団体が出した告発を桑名署が受理。提出された映像などから5人を割り出し、今年2月に書類送検した。
2012/5/4		中京テレビ 毎日新聞		虐待騒動後初の上げ馬神事 多度大社	去年、「伝統文化の継承」と「動物愛護」の間で揺れた上げ馬神事が4日、三重県桑名市の多度大社で行われた。初日のこの日は12回中4回成功。監視委員会などから虐待とみられる行為の報告はなかったという。三重県の無形民俗文化財に指定され、約700年の歴史がある「上げ馬神事」は、馬にまたがった若者が急な坂の先にある土壁を乗り越えられるかどうかによって、その年の豊作や景気を占う伝統行事。上げ馬神事をめぐっては、動物愛護団体から必要以上に馬をたたいたり、壁を上らせるなどの行為が「虐待」にあたりと指摘されていた。三重県は調査の結果、去年1月、多度大社に対し安全な運営に努めるよう勧告。さらに祭りの関係者8人が馬を興奮させようと、腹を竹で殴るなど虐待したとして、三重県警から書類送検された。捜査の結果、不起訴処分になったものの、多度大社ではこうした事態を受け、今年から「進行役」8人を新しく配置。人馬がスムーズに神事にあたれるようにした。また、地元の自治会も監視委員会を結成、動物虐待を未然に防ぐため、14人の委員が目光させた。初日のこの日は12回中4回成功。監視委員会などから虐待とみられる行為の報告はなかったという。観客は「競馬よりいい。力強い」「祭りの良さと伝統の良さ。反対の人にも見てほしい」と話していた。本祭の5日は午後2時から上げ馬が行われる予定。

a. 殺傷

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
22	福岡	毎日新聞	カモ	〈動物虐待〉福岡・嘉麻で矢ガモ保護	福岡県嘉麻市上山田の山田川で6月30日、左羽にボウガンの矢が刺さったアイガモ(体長約40センチ)が県職員らに保護された。治療した福岡野生動物保護センター(同県直方市)によると矢は長さ約15センチで羽を貫通しており、折れた骨の治り方などから撃たれたのは20日ほど前とみられる。捕獲に協力した県警嘉麻署によると、10日ほど前から情報が寄せられていたという。ボウガンは狩猟の方法としても認められていない。
23	兵庫	産経新聞	猫	明石で猫の切断死体を玄関前に遺棄	9日午前5時ごろ、明石市魚住町金ヶ崎の民家の玄関前に、頭部と前足が切断された猫の死体が放置されていたのが見つかり、住人女性(29)が明石署へ通報した。同署は悪質ないたずらとみて、県動物愛護条例違反などの容疑で調べている。
2011/11/12		毎日新聞		動物愛護法違反：子猫「里親」の男、虐待容疑で逮捕	「里親」として預かった猫を床にたたきつけてけがをさせたとし、麻生署は10日、川崎市麻生区、会社員の男性(45)を動物愛護法違反容疑で逮捕した。逮捕容疑は、2日午後8時ごろ、自宅アパートで、東京都内の女性(42)から譲り受けて飼っている子猫2匹を床に数回たたきつけて、顔などにけがをさせたとしている。同署によると、広瀬容疑者は今年5月ごろから、インターネットで猫の里親を募集する掲示板を通じて猫10匹程度を譲り受けたという。今月6日、猫を譲った別の女性(52)宛てに男性からお前からもらった猫は部屋を荒らしたので生きたまま川に投げた」とのメールが届き女性が7日にアパートを訪ねると敷地内で猫2匹の死体を発見、同署に通報した。
2011/12/1		カナロコ		譲り受けた猫を虐待死、動物愛護法違反の疑いで男を再逮捕	譲り受けた猫を殺したとして、麻生署は1日、動物愛護法違反の疑いで川崎市麻生区、会社員の男(45)を再逮捕した。再逮捕容疑は、11月上旬ごろ、自宅アパート2階から猫2匹を放り投げた後、頭を踏みつけるなどして殺したほか、同月7日ごろ、自宅近くの路上から猫1匹を鶴見川に投げ捨てて殺した、としている。同署によると、同容疑者はインターネットの掲示板を通じて、今年5月から11月にかけて猫10匹ほどを譲り受けた。譲り主の女性(52)に「猫を川に捨てた」というメールを送ったことから発覚。調べに対し、「殺すつもりでもなかった。1人で生活することの不満や、仕事のストレス発散で何匹か殺した」と供述しているという。
2012/1/24 2012/1/25		朝日新聞 読売新聞 カナロコ		猫、虐待目的隠して引き取る 詐欺容疑で男を逮捕	虐待する目的を隠して猫を引取ったとして、神奈川県警麻生署は24日、川崎市麻生区岡上、会社員男性容疑者(45)を詐欺容疑で逮捕し、発表した。容疑を認めているという。同署は、元の飼い主にとって猫は大きな価値があったと判断し、詐欺罪を適用した。広瀬容疑者は、猫の里親になる際、「終生家族の一員として愛情を持って育てる」などと記載された誓約書に署名していた。だが同署の調べに「最初から面倒を見るつもりはなかった。ストレス発散のため虐待できる猫がほしかった」と供述しているという。
2012/2/16	神奈川	カナロコ	猫	川崎の猫虐待死初公判、起訴内容認める／横浜地裁川崎支部	里親として譲り受けた猫を虐待して殺したなどとして、動物愛護法違反などの罪に問われた住所不定、無職の被告(45)の初公判が15日、横浜地裁川崎支部であった。同被告は「間違いないです」と述べ、起訴内容を認めた。検察側は冒頭陳述で、インターネット上の里親サイトを介し、ストレス発散の相手として次々と猫を譲り受けたと指摘。「トイレをきちんと使えなかったことや部屋を走り回ることに腹を立て、犯行に及んだ」と述べた。さらに公判で、検察側は同被告が今回の犯行以前にも10匹程度虐待していたとした。
2012/2/17				里親としてもらった猫を虐待、詐欺容疑で男を追送検	里親として大切に育てると約束して譲り受けた猫を虐待したとして、麻生署は17日、詐欺の疑いで住所不定、無職の男の容疑者(45)＝動物愛護法違反罪で公判中＝を追送検した。追送検容疑は、昨年11月2日、当時住んでいた川崎市麻生区のアパート自室で、インターネットの掲示板で猫の里親を探していた女性(42)に対し、殺傷目的にもかわからず、「最後まで責任をもって飼ってください」などと書かれた同意書に署名して、猫2匹をだまし取った、などとしている。
2012/4/26		産経新聞		猫虐待の被告に懲役3年求刑「悪質きわまりない」	譲り受けた猫を虐待し殺傷したなどとして、詐欺と動物愛護法違反の罪に問われた住所不定の無職、男性被告(45)の論告求刑公判が25日、横浜地裁川崎支部)で開かれた。検察側は「詐欺、動物愛護法違反とともに悪質きわまりない」として、懲役3年を求刑した。判決は5月23日。検察側は論告で、広瀬被告が平成23年11月1～7日、猫5匹を殺傷したことについて「虐待癖に基づく常習的犯行だということは明らか」と指摘。猫の頭部を何度も踏みつけて殺傷したことなど犯行の残虐性を挙げ、「命ある動物に対する情など一切うかがわれぬ」と強調した。一方、弁護側は、広瀬被告が7年から隠匿(そうつ)病を患って通院しており、「虐待時は躁状態、自身の行動を制御できなかった」などと主張し、執行猶予付き判決を求めた。

a. 殺 傷

	日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内 容
24	2012/5/23 2012/5/24	神奈川	カナロコ 時事通信	猫	猫虐待で有罪判決、異例の詐欺罪認定／横浜地裁川崎支部	“里親”としての飼育を装いながら、譲り受けた猫を虐待して殺傷したとして、動物愛護法違反と詐欺の罪に問われた川崎市多摩区、無職男性被告(45)の判決公判で、横浜地裁川崎支部は23日、懲役3年、執行猶予5年(求刑懲役3年)を言い渡した。動物虐待事件で詐欺罪の認定は異例。裁判官は、同被告が虐待目的を隠して、愛護活動に従事していたボランティアから猫をだまし取ったと指摘。「一生かわいがると言巧みにうそを告げて誓約書を差し入れるなど、狡猾(こうかつ)な手口」と述べた。さらに、「頭部を踏みつけるなどして殺傷した態様は、まことに残酷で悪質極まりない」と非難。「被害者は被告の意図を察知できなかったことも否定できない」として苦痛は計り知れないと重刑理由を述べた。一方で、「そうつ病が影響していたことも否定できない」として、執行猶予が相当とした。判決によると、同被告は昨年11月、3回にわたり計5匹の猫をだまし取り、当時住んでいた同市麻生区のアパートなどで3匹を殺害、2匹を傷つけたとしている。
25	2011/12/6	埼玉	読売新聞 産経新聞	猫	「動物殺した、次は人間」切りつけ高2が周囲に 切りつけ少年の父、刃物収集を容認…書類送検へ	埼玉県三郷市の路上で先月、同市立中学3年の女子生徒(15)が刃物で襲われた事件で、同県警に殺人未遂などの疑いで逮捕された同市に住む通信制高校2年の男子生徒(16)が事件前、「動物を殺したので次は人間を殺すつもり」などと周囲に話していたことが捜査関係者への取材で分かった。県警は、男子生徒が動物虐待を日常的に重ね、それがエスカレートしたとみて詳しい動機を調べている。捜査関係者によると、男子生徒は千葉県内の私立高に通っていたが、死んだ猫の首を段ボールに入れて学校に持って行くなどのトラブルを起こし、同高を退学。今秋から同県にある通信制高校に転入した。男子生徒は普段から、動物虐待を重ねていると周囲に話し、「次は人を殺すつもり」とも語っていたという。
26	2012/2/23	京都	産経新聞	サル	「おもしろ半分で…」サル山に花火投げ込んだ少年5人書類送検へ	埼玉県三郷市と千葉県松戸市で昨年11～12月、女子中学生らが刃物で襲われた事件で、埼玉県警は、殺人未遂容疑などで逮捕された元通信制高校2年の少年(17)が刃物を収集するのを容認したとして、父親(53)を県青少年健全育成条例違反(有害玩具等の売買等の禁止)容疑で16日にもさいたま地検に書類送検する方針を固めた。少年は刃物を使って動物虐待を重ねていたことがわかっており、県警はこれが女子中学生らへの襲撃にエスカレートしたとみている。
27	2012/3/9 2012/3/10	神奈川	カナロコ 東京新聞 毎日新聞 読売新聞	猫	猫虐待か、港北区の踏切で7匹相次ぎ死骸が見つかると	京都府福知山市猪崎の市動物園のサル山に大量の花火が投げ込まれた事件で、京都府警福知山署などは23日にも、動物愛護法違反と器物損壊、軽犯罪法違反容疑で、同市の高校3年生の男子生徒3人と同市の美容師の少年、綾部市の解体作業員の少年(18)＝いずれも(18)＝を書類送検する。同署によると、5人は1月3日午前6時半ごろ、市動物園の二ホンザル26頭が飼育されている「猿ヶ島」に火がついた打ち上げ花火を投げ込み、オスの二ホンザル1頭の顔面に全治2週間のやけどを負わせるなどしたとしている。5人は遊び仲間、同署の調べに「花火で猿をからかおうと、おもしろ半分をやった」などと話している。事件後の反響の大きさに驚き、それぞれ同署へ出頭したという。同署は「5人の年齢と自ら出頭したということから書類送検にした」としている。
28	2012/5/16	兵庫	産経新聞	ウサギ	小学校のウサギ殺される、頭に殴られたような跡	横浜市港北区の踏切付近で1月に、電車でひかれた猫7匹の死骸が相次いで発見されていたことが9日までに、港北署への取材で分かった。2匹は頭を殴られたとみられ、同署は動物愛護法違反容疑で調べている。同署によると、見つかったのは1月1～21日、同区菊名4丁目のJR横浜線菊名一大口間の法隆寺踏切周辺。いずれも付近住民が電車でひかれたとみられる猫の死骸を発見した。同署が3匹の解剖を県内の動物病院に依頼したところ、うち2匹の死因が頭蓋骨骨折による脳挫傷だったことが判明。同署は何者かが猫の頭を殴るなどした後に踏切周辺に放置したとみて捜査している。

a. 殺 傷

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内 容
29	兵庫	産経新聞	猫	ネコ惨殺 腹部に20センチの刃物 傷 兵庫で相次ぐ	17日午前7時ごろ、兵庫県加古川市加古川町備後の駐車場で、ネコが腹部を切られて死んでいるのを近くを清掃中の女性(67)が発見、知人女性を通じて兵庫県警加古川署に通報した。同署は何者かが鋭利な刃物で殺した可能性があるとみて、捜査している。同署によると、ネコは灰色で体長約50センチ。腹部に長さ約20センチの切られた跡があった。死後1～2日経過しているという。
30	兵庫	産経新聞	猫	猫怪死続発…兵庫・高砂市の近隣で今月4匹 目	23日午前5時15分ごろ、兵庫県高砂市荒井町小松原の民家の玄関先で、切断された猫の頭部が置かれているのを新聞配達員の男性(52)が見つけ、兵庫県警高砂署に届け出した。同署は、何者かが殺害した猫の頭部を切り取って置いたとみて、動物愛護法違反などの疑いで捜査している。
				止まらない虐待… 兵庫・高砂市で足のない 猫の死骸	27日午前11時15分ごろ、兵庫県高砂市高砂町鎌町の会社員の男性(34)方で、家族が庭掃除していたところ、木の下で右後ろ足のない猫の死骸を見つけ、高砂署に通報した。同署によると、死後2～4日経過。傷跡から刃物で切られたか、車にひかれた可能性があるという。庭には血痕がなかった。同署は動物愛護法違反などの疑いで調べている。
2012/6/9		産経新聞		切断、えぐり、惨殺猫、 ハト 止まらぬ「猟奇的犯行」	5月10日午前6時ごろ、加古川市尾上町養田の民家で、首の右側周辺を切られて死んでいる猫を住人の女性(74)が見つけた。異常な死に方を不審に思い、交番に通報した。兵庫県警加古川署によると、猫は雑種だった。右耳からあらうにかけて長さ10センチほど、鋭利な刃物のようならもので切られた傷痕があったという。女性宅の隣は空き家で、約半年前まで住んでいた男性が飼っていた猫らしく、最近では女性が面倒をみていたそうだった。発見場所は女性宅の軒下。捜査関係者によると、傷の状況などから野良犬などの動物に襲われて死んだとは考えにくいという。周辺には少量の血痕しかなかったため、別の場所から持ち込まれた可能性が高いとみられている。
31	兵庫	産経新聞	猫 ハト	加古川でまた切断され た猫の上半身死骸 動物の惨殺体7件目	1週間後の同月日には、加古川市加古川町の備後と寺家町の2カ所、腹をえぐり取られた猫がそれぞれ見つかった。2カ所の距離は約1・3キロと近く、また首から後ろ足にかけて「アジの開きのように」(捜査関係者)鋭利な刃物で切られたような痕があるなど死骸の形態がよく似ていたという。寺家町の現場は、元医院の空き家。
					28日午前6時ごろ、兵庫県加古川市の草むらで、近くの農業の男性(65)が猫の頭部を発見、110番した。駆けつけた兵庫県警加古川署員が南西約25メートルの駐車場と同じ猫とみられる下半身部分を見つけた。頭部に刃物のようなもので切断された痕があり、同署は何者かが殺した可能性があるとみて器物損壊や動物愛護法違反容疑で捜査している。同署によると、猫は子猫とみられ、白と茶のまだら模様。上半身部分は見つかっておらず、頭部の傷口に鋭利な刃物のようなもので切断された痕があったという。現場周辺に血痕はなく、何者かが猫を殺して持ち込んだとみられる。
					加古川市職員も夜間パトロールにあたるなど、警戒と捜査が続けられてきたが、このほど猫の死骸を分析した獣医師から『犯人』はアライグマとする報告が上げられた。死骸の皮下に、アライグマの歯によるものと思われる痕跡が見つかったとのこと。兵庫県警では、断定はしないとしながらも、専従捜査班を解散した。アライグマは愛嬌のある見た目に反して凶暴性が高く、海外でも大型犬を襲った例などが報告されている。

a. 殺傷

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
2012/6/1		毎日新聞		(猫連続死) 大阪の小学校周辺で10匹毒入り餌原因か	大阪市鶴見区の市立横堤小学校と周辺で5月18日以降、血を吐くなどして死ぬ猫が相次いで見つかったことが大阪府警鶴見署への取材で分かった。計10匹に上るが、いずれも目立った外傷はなく、同署は毒物入りの餌を食べた可能性があるとみて、解剖して詳しい死因を調べる。鶴見署によると、横堤小の運動場や校舎内で4匹、付近の路上や市営住宅でも5匹の死骸が発見された。近くの市立横堤中学校では5月30日、生徒が校内で衰弱した猫を発見したが、間もなく死んだ。近接した場所で猫が連続して死んでいることから、同署は動物愛護法違反の疑いで捜査している。
2012/12/2 2012/12/3		読売新聞 朝日新聞		猫殺し相次ぎ 飼い主ら告訴…大阪鶴見区	大阪市鶴見区諸口の団地周辺で6～10月、14匹の猫の死骸が見つかり、飼い主や住民ら6名が3日、大阪府鶴見署に器物損壊、動物愛護法違反容疑で告訴・告発状を提出した。住民らによると、市外は団地1階の手すりや花壇などで見つかった。住民らが岐阜大などに3匹の解剖を依頼したところ、何者かが頭部に強い力を加えて骨折させるなどした可能性が高いことが判明したという。
32	大阪	産経新聞	猫	血吐き、アゴ砕かれ…ネコ惨殺20匹以上の“不気味”	5月18日早朝、同区の市立横堤小学校の運動場で、児童がサッカーゴール裏でぐったりとしているネコを発見した。すぐに駆け寄り確認したが、すでに死んでいた。3日後には校舎南側の通路で1匹、10日後にはプールの敷地内などで2匹の死体を相次いで発見された。30日には、同小に隣接する中学校で血を吐いてふらふらしているネコを市が保護したが、懸命の治療もむなしく、助からなかった。以前からこの周辺は野良ネコが多く、同小に隣接する市営住宅の住民が、平成20年に「鶴見区の野良猫を減らす会」を結成。これまでに約30匹のネコに避妊手術を受けさせてネコの数の自然減を目指す一方、名前をつけたり住居内にエサ場を作って毎日エサを与えるなどかわいがっており、同小で見つかったのはこの住宅で保護しているネコだった。住民らによると、今度は約500メートル離れた別の市営住宅周辺で6、7月にそれぞれ1匹の死骸が発見された。さらに8、9月には各2匹、10月には8匹のネコが相次いで不審な死を遂げた。この市営住宅でも住民が日頃、ネコの世話やふんなどの清掃活動に取り組んでいた。ネコの多くは口から血を吐いて死んでおり、中には建物1階の手すりに引っかけられた子ネコや、強い力でアゴの骨を折られたネコの姿もあった。さらに野良ネコだけではなく、住民の飼っているネコも被害にあっており、変わり果てた愛猫の姿に、住民らは「何の抵抗もできない動物を一方的な暴力で死に追いやるなんて許せない」と怒りに身を震わせた。
2012/8/22 2012/9/13	広島	産経新聞 毎日新聞	猫	ネコ虐待し死なせる 広島東署、容疑で男逮捕	ネコを虐待し、捨てたとして広島東署は12日、動物愛護法違反と廃棄物処理法違反の疑いで広島市南区の無職男性(37)を逮捕した。「虐待したが、壁面にたたきつけたりしていない」と容疑を一部否認しているという。逮捕容疑は昨年9月から今年8月までの間、自宅でネコ2匹を殴るなど虐待を加え、同区内の比治山公園の山林に死体を埋めたとしている。同署などによると、同市内の動物愛護団体が8月に無職男性の自宅を訪れたところ、室内に不自然な血痕が見つかったため、110番していた。男性は同団体に、ネコ12匹を虐待し、死なせたことを認めたといい、同署は余罪があるとみて捜査している。また、同署の発表では男性が飼っていたネコは、飼い主のいない動物を預かる広島市動物管理センターから譲り受けたといい、同センターは「こういうことがあると想定していなかった。今後は、譲り渡しなどの方法についても検討していきたい」としている。
2012/11/7				ネコ虐待の男に懲役6月を求刑 地裁初公判で検察側広島	飼っていたネコを殴り、けがを負わせたとして動物愛護法違反罪に問われた広島市南区の無職男性(37)の初公判が6日、広島地裁であり、無職男性は「間違いない」と起訴内容を認めた。検察側は懲役6ヶ月を求刑し、即日結審した。判決は22日に言い渡される。
2012/8/31	兵庫	産経新聞	猫	保育所にネコの切断死骸 神戸	30日午前8時15分ごろ、神戸市北区ひよどり台の市立ひよどり台保育所で、ネコの死骸が放置されているのを保育所の男性職員(24)が見つけた。死骸は頭部から腹部までだけで、刃物で切断されたような跡があるという。神戸北署は動物愛護法違反容疑などで捜査している。同署によると、死骸に首輪はなく、保育所北側の草むらに放置されており、男性職員が気づいた際は別のネコがそばにいたという。周囲に血痕はなく、同署は別の場所で切断された可能性があるとみている。

a. 殺傷

	日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
35	2012/11/13	栃木	毎日新聞	ウサギ	清滝小：ウサギ4羽死ぬ 傷つけられた跡 一日光	12日午後1時20分ごろ、日光市清滝の市立清滝小学校で、敷地南西側にあるウサギ小屋で飼育していたウサギ4羽がすべて死んでいて、と男性教諭(51)から日光署に通報があった。ウサギには傷つけられたような跡があるという、同署は器物損壊事件として捜査している。同署や同小によると、ウサギは2年生が餌やりやふんの片付けなどの世話を担当していた。小屋の様子がおかしいことに気づいた児童が近くにあった男性教諭に報告し、発見したという。同署は児童が最後に世話をした9日午前10時35分ごろ～12日の発見時ごろ、不審な点がなかったかを調べる。小屋は金網等で囲ってあり、目立って破られた形跡はなかった。
						千葉県栄町安食台の公園に毒入りソーセージ 犬や猫が連続被害
36	2013/1/9 2013/1/10	千葉	NHKニュース ウェブ 毎日新聞	犬	動物愛護法違反： ソーセージで犬が中毒 農薬付着、散歩中食べ 一枚の公園	昨年10月、栄町安食台の公園に農薬の付着したソーセージが置かれ、散歩中の飼い犬が食べて中毒症状を起していたことが分かった。成田署は人為的に置かれた疑いが高いとみて、動物愛護法違反(虐待)容疑で捜査している。同署や同町などによると、この飼い犬は同月15日、地面に置かれていたソーセージを食べ、体調を崩したという。ソーセージは1本を半分に斜めに切っており、その切断面に青い液体が付着していた。同署が残っていたソーセージを鑑定。先月末、殺虫成分を含むカーバメート系農薬と判明した。
						2012/10/25
37	2012/11/18	広島	産経新聞	猫	呉市でネコの死体みつかる	16日午後3時ごろ、呉市立小の旧呉市立小の正門付近で、首が切断され胴体だけの子ネコの死体が見つかった。呉署は動物愛護法違反や器物損壊の疑いで捜査している。同署によると、刃物で切断されたときみられるという。
						2012/11/19
37	2012/12/6 2012/12/7	広島	産経新聞 中国新聞	猫	呉で猫の切断死骸11 体目	6日午前8時半ごろ、呉市上内神町の住宅の庭で、住民が鋭利な刃物で切断されたと思われる猫の死骸を見つけた。呉署が器物損壊や動物愛護法違反の疑いで調べている。同署によると、頭部と前足など上半身だけで、首輪はなかった。現場で切断した痕跡もないという。
						2012/12/22
37	2012/12/31		産経新聞		呉市でまたネコの死骸 見つかる	30日正午ごろ、呉市広橋路の住宅街にある側溝で、刃物で体の皮膚を切り取られたネコの死骸が見つかった。呉署は動物愛護法違反容疑などで調べている。

a. 殺傷

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
2012/12/31		スポーツニッポン		14匹目 また猫の死骸 同一犯か	30日午後10時半ごろ、広島県呉市の市道で、腹の皮膚を切り取り取られた猫の死骸を、パトロール中の警察官が見つけた。呉市内で3月以降、殺されたとみられる猫の死骸の発見は14匹目となった。県警広島によると、死骸は首から股にかけて腹側の皮膚が切り取られており、歩道上に置かれていた。30日風にも約2キロ離れた場所で皮膚を切られた猫の死骸が見つかり、同署は同一犯の犯行とみて、器物損壊と動物愛護法違反容疑で捜査している。
2013/1/8 2013/1/9 2013/1/10		スポーツニッポン NEWS24 産経新聞		呉市で15匹目の猫の 死骸 頭部のみ発見	8日正午ごろ、広島県呉市の畑に猫の頭部が置かれているのを畑の所有者の男性が発見、110番した。呉市内で昨年3月以降、殺されたとみられる猫の死骸が見つかったのは15匹目。呉署によると、付近から猫の胴体は見つからず、別の場所で見つかったとみられる。呉署は同一犯の可能性もあるとみて、器物損壊と動物愛護法違反の疑いで調べている。
2013/1/21 2013/1/22 2013/1/23		スポーツニッポン 日テレNEWS24 産経新聞		呉で切断されたネコの 上半身発見	21日午前11時30分ごろ、呉市広大の黒瀬側右岸の河川敷で、切断されたネコの上半身の死骸があるのを通行人が見つけた。別の場所で見つかったとみられ、県警広島が動物愛護法違反などの疑いで捜査している。切断されたネコの死骸が呉市内で見つかったのは、昨年3月から16体目。
2013/2/2 2013/2/4		福井新聞 産経新聞		広島・呉で猫の死骸、17 匹目 警察が動物愛護法違反 容疑で捜査	2日午前9時50分ごろ、広島県呉市西辰川の住宅の敷地内に、腹を切られた猫の死骸が置かれているのをこの家の住人が見つけ、近くの交番に通報した。昨年3月以降、呉市内で殺されたとみられる猫の死骸の発見は17匹目。呉署によると、住宅玄関前の庭に置かれ、腸がはみ出た状態だった。別の場所で見つかったとみられる。呉署は同一犯の可能性もあるとみて、器物損壊と動物愛護法違反の疑いで調べている。
2013/2/8		共同通信		広島・呉で猫の死骸、18 匹目 登校中の女子児童 が発見	7日午前7時40分ごろ、広島県呉市焼山中央の市道で、腹部を刃物で切り取られた猫の死骸が置かれているのを登校中の女子児童が発見し、学校を通じて呉署に通報した。同署が8日明らかにした。呉署によると、呉市内で昨年3月以降、殺されたとみられる猫が見つかったのは18匹目。同署は、同一犯の可能性もあるとみて器物損壊と動物愛護法違反の疑いで調べている。
2013/2/10 2013/2/11	広島	広島テレビ 産経新聞	猫	民家の庭に猫の首 呉市、19匹目の死骸	広島県警呉署は10日、広島県呉市東辰川町の民家の庭で、猫の死骸の頭部が発見されたと発表した。同署によると、猫は首から下が切断され、頭部のみが庭に置かれていた。10日午前9時10分頃、この家の住民が発見し、110番通報した。呉市内で昨年3月以降、殺されたとみられる猫が見つかったのは19匹目。同署が動物愛護法違反などの疑いで調べている。
2013/2/15		日本テレビ系(NNN)		切断された猫の死骸 去年3月から20件	広島・呉市で14日、去年3月から20件目となる、切断された猫の死骸が見つかった。犯人につながる有力な手がかりはない。猫の死骸が見つかったのは呉市上畑町で、14日午後2時頃、付近の住民が畑の中に群がる犬やカラスを見つけ、近づいたところ、切断された猫の死骸を発見した。死骸は頭部から左前脚の部分だけが残されており、刃物のようなもので切断されたとみられている。警察は現場付近に血の跡がないことから、何者かが別の場所で見つかったとみて調べている。
2013/2/18		読売テレビ NEWS& WEATHER		広島・呉市でまた猫の死 骸、21件目	広島・呉市で18日朝、腹部が切り取られた猫の死骸が見つかった。去年3月の最初の発見から21件目となる。猫の死骸が見つかったのは呉市西辰川にある民家の庭で、18日午前7時10分頃、住民が玄関を出たところ、庭先で、切断された猫の死骸を発見し、通報した。猫は茶色で、腹部の左右の部分が発見されたところ、切り取られていて、現場付近に血痕はなかった。警察は、何者かが別の場所で見つかったとみて動物愛護法違反などの疑いで調べている。呉市内では去年3月から、切断された猫の死骸が相次いで見つかった。いずれも市内の半径4キロ以内で見つかり、18日で21件目となった。警察は、いずれも犯行の手口が似ていることから同一犯の可能性もあるとみて調べている。
2013/4/2		THE WALL STREET JOURNAL		猫の死骸、25匹に=餌 でおびき寄せ虐待か -広島県警	広島県呉市で切断された猫の死骸が相次いで発見されている事件で2日、新たに1匹の死骸が見つかった。昨年3月の最初の発見から25匹目。県警呉署などは、動物愛護法違反と器物損壊容疑で調べている。同署によると、2日朝、同市東辰川町の民家で、胴体のない猫の死骸を近所の住民が見つけた。猫は雌で首輪は付けておらず、頭部と左右の前脚と後ろ脚、しっぽが捨てられていた。

a. 殺傷

	日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
38	2013/1/22	広島	時事通信	猫	広島市内でも猫2死体 =呉の連続切斷まねか 一動物愛護法違反容 疑で捜査	広島市安佐北区で、首をひもで締められるなどした猫2匹の死体が相次いで発見されていたことが21日、捜査関係者への取材で分かった。同県市では昨年3月以降、刃物で切斷されるなどした猫15匹の死体が確認されている。県警は、呉の事件を何者かかまねた可能性もあるとみて、動物愛護法違反容疑で捜査している。捜査関係者によると、1体目は昨年11月18日、同区可部東の市道で、頭と胴体が刃物で切斷された子猫が発見された。2体目は今年3月、同区真亀の県営住宅近くで、ロープで首を絞められ、しっぽと左足が切斷され、フェンスに刺さった状態の子猫が見つかった。いずれも通行人が発見し、110番通報した。
39	2013/1/23	広島	フジテレビ系(FNN)	ハト	切斷された猫の死骸事 件が相次ぐ広島・呉市で 頭のないハト	22日午後3時半ごろ、呉市西中央の歩道で、住民が頭のないハトを発見した。付近に血の跡などはなく、何者かが運んできたとみられている。頭のないハトは、2012年12月30日と1月9日にも、呉市中央で見つかった。呉市内では2012年3月以降、体を切斷された猫が見つかる事件が16件起きていて、死骸が発見された場所や時間帯が、猫の時とは違うことから、警察は、模倣犯の可能性が高いとみて、関連を捜査している。
	日テレNEWS24		今度はハトの死骸見つ かる		22日午後、近くの住民が首を切斷されたハトの死骸を見つけた。ハトの死骸は先月30日と今年9日にも見つかった。警察は器物損壊などの疑いで調べている。	
40	2012/12/7	栃木	下野新聞	猫	猫死体足にとらばさみ	狩猟で使用が全面禁止されている金属製のわな「とらばさみ」に右後ろ足を挟まれた猫の死体が6日までに、宇都宮市西1丁目の古い物置で見つかった。物置の所有者が同市保健所に通報。動物愛護団体が警察にも通報した。わなが固定されていたことから、悪質ないたづらの可能性もあり、同市保健所生活衛生課は「猫への虐待が目的なら動物愛護管理法に触れる」と警鐘を鳴らしている。同課によると、昨年12月、同所の複数の住民から「足にわなを付けた猫が歩いている」と通報があり、現地調査を行ったが、確認できなかった。死体は今年3日に発見され、一部白骨化しており、目撃情報から同じ猫とみられる。
					四国新聞	路上に猫の頭部/別の 場所切斷、放置か
42	2013/2/18	滋賀	産経新聞	猫	長浜で腹部切られたネ コの死骸見つかる	17日午前9時45分ごろ、長浜市列見町の歩道で、ネコが腹部を切られて死んでいるのを通りかかった男性(39)が見つけ、長浜署に通報した。同署が動物愛護法違反容疑で捜査している。同署によると、腹部は鋭利な刃物のようなもので切られていたという。
			産経新聞		長浜の民家にネコの切 断頭部	1日午前8時50分ごろ、長浜市三ツ矢元町の民家ガレージで、切斷されたネコの頭部が置かれていたのを、この家に住む女性が発見し長浜署に通報した。同署によると、頭部は刃物のようなもので切斷されていた。同署が動物愛護法違反の疑いで捜査している。
	2013/8/13	滋賀	中日新聞 産経新聞	猫	長浜の小学校前に腹を 裂かれたネコの死骸	12日午前8時45分ごろ、滋賀県長浜市八幡中山町の長浜北小学校正門前に、腹を裂かれたネコの死骸があるのをサッカー練習に来た児童が見つけ、教諭が長浜署に通報した。署は動物愛護法違反事件として捜査している。署によると、ネコは体長20センチほどの子ネコで白、黒、茶色のぶち。首輪はなかった。鋭利な刃物で腹部を横に3〜4センチ切られていた。現場の地面に少量の血痕が付着していた。
			中日新聞		長浜でネコ死骸発見相 次ぐ 凶悪事件発展を警戒 いる。	12日午後、同市末広町の倉庫敷地内で、近くに住む男性が、胴体が切斷されるなどした子猫2匹の死骸を見つけ、長浜署は何者かが鋭利なものでネコを殺害したとみて、動物愛護法違反容疑で捜査中。同一犯の可能性も視野に入れており、ハトローンを強化し、通学路の安全点検や登下校時の児童の見守り活動を実施するなどしている。

a. 殺傷

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
43	兵庫	産経新聞	猫	腹切られた猫の死骸 北区の駐車場	28日午前8時10分ごろ、神戸市北区ひよどり台の集合住宅の駐車場で、腹部が切り裂かれた猫の死骸があるの を通行人の女性(60)が見つけ、110番した。周囲に血痕がなかったことから、神戸北署は何者かが猫を殺した 後、現場まで運んできたのみで動物愛護法違反の疑いで捜査している。同署によると、猫は体長約50センチの雌。 腹部が刃物のようなもので30センチほど切り裂かれていたほか、尻尾も付け根から切り落とされていたという。
44	鹿児島	読売新聞	猫	野良猫の虐待相次ぐ 首や腹部に針金、 3匹保護	鹿児島市下荒田周辺で昨年以降、首や腹部に針金が巻かれた野良猫が3匹、相次いで保護された。鹿児島中央 署は「人為的に巻かれ、いずれも手口が似ている」として、動物愛護法違反の疑いで捜査している。保護したのは、 NPO法人。昨年6月、市内の40歳代の女性から「針金を巻かれた猫がいる」と連絡があり、会のメンバーが確 認したところ、首に針金が食い込んだ猫がいた。同年11月と今年2月にも針金が巻かれた野良猫を保護し、3匹 はいずれも動物病院で治療を受けた。2月に保護された猫は、3本の針金が腹部にきつく巻かれており、腹膜が 破れるなど危険な状態だった。
2013/3/12		スポーツニッポン 朝日新聞デジタル 産経新聞		今年でもう5匹 両脚折れウサギが 死ぬ	11日午後9時10分ごろ、神戸市長田区の市営住宅の1階階段付近で、両方の後ろ脚の折れたウサギが死んで いるのを付近の住民(75)が見つけ、110番した。県警は動物愛護法違反の疑いもあるとみても捜査する。長田署 によると、死んでいたのは灰色のウサギ。後ろ脚が折れ、骨が見えていたが、現場に血は残っていないかった。先月 26日も同じ場所ですべて茶色のウサギが死んでいた。付近の住民によると今年に入ってから5匹ほど死んでいるのを見 たという。
45	兵庫		ウサギ	万引したウサギを殺し 遺棄した容疑 25歳男を逮捕送検	ペットショップで万引したウサギを殺し、集合住宅内に捨てたとして、長田署は10日、窃盗や動物愛護法違反な どの疑いで、神戸市の無職の男(25)を逮捕、送検したと発表した。男は精神疾患で通院中で、「ウサギは好きだ ど、かまれたので腹が立って殺した」と容疑を認めているという。送検容疑は2月22日、神戸市北区のペットシヨッ プでウサギ1匹を万引したうえ、同25日夜に殺し、長田区滝谷町の市営住宅1階階段付近に不法投棄したとして いる。同署によると、この市営住宅では昨年未だ6〜7匹のウサギの死骸(しがいが)が見つかったといい、男 は「自分が殺して捨てた」と供述しているという。また、男は平成22年以降、20匹以上のウサギを殺して遺棄した とも話しているという。
46	千葉	フジテレビ系(FNN) 毎日新聞 産経新聞 テレビ朝日系(ANN) 日本テレビ系(NNN)	猫および ハト	千葉・柏市の百貨店エス カレーターから猫と鳥の 死骸見つかる	11日夜、千葉・柏市の百貨店のエスカレーターから、猫と鳥の死骸が見つかった。11日午後8時20分ごろ、柏市 の「柏高島屋・ステーションモール」内の3階と4階を結び上りのエスカレーターに、動物の死骸が置かれていた のを買い物客が発見した。警察によると、エスカレーターの上段部分には、猫の死骸が置かれ、中段・下段には、 ハトのような鳥の死骸が1羽ずつ置かれていたという。この百貨店では、1月10日夜にも、猫1匹と鳥2羽の死 骸がエスカレーターで見つかる同様の事件があり、警察は、威力業務妨害事件として捜査している。
47	兵庫	MSN産経ニュース	猫	猫の上半身の死骸、植 物用プランターに埋め る!?	12日午前9時5分ごろ、兵庫県栗(しそ)市のちくさ保健福祉センターで、男性職員(41)が、植物を植えるブ ランターの中に猫の上半身の死骸が埋まっているのを見、110番した。兵庫県警察署によると、見つかった 猫の死骸は頭部や前脚などの上半身で、耳の一部が見える状態でプランターの土に埋められていた。何者かが 猫の胴体の中央付近を鋭利な刃物のようなもので切断したとみられるが、周囲に後ろ脚などの下半身や血痕な どはなかったという。同署が動物愛護法違反事件として調べている。
48	神奈川	毎日新聞	猫	動物愛護法違反:切断 の子猫の足と尾、動物 保護のNPOに送りつけ られるー横浜	動物保護に取り組むNPO法人に切断された子猫の足と尾が送りつけられた。通報を受けた旭署が動物愛護法 違反容疑で調べている。同法人によると、今月8日に郵便が届き、封筒内に子猫の足と尾が1個ずつ入ったフ ァスナー付きフリーザーバッグと手紙1枚が入っていた。手紙は、飼いがいない猫に不妊手術を施し元の場所 に戻す同法人の活動について「野良猫の総数を増やしているようにしか見えない」と指摘。いったん捕獲した猫 は放さず、室内で飼育する人に譲るか殺処分するよう求めたという。文面や宛名などはワープロで記され、 封筒裏面に「横浜野良猫撲滅会」と記されていた以外、差出人に関する情報はなかった。40年以上前から猫など の保護活動に取り組む、約10年前に同法人を設立した理事長は「許すことはできない。このような脅迫には屈 しない」と憤る。さらに「飼いが、地域猫が同様の被害に遭う恐れがある。注意してほしい」と呼びかけた。

a. 殺傷

	日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
49	2013/5/15	北海道	北海道新聞	犬	「結婚生活のストレス発散」飼犬虐待容疑の夫婦書類送検	飼犬に虐待を繰り返したとして、札幌北署は14日、動物愛護法違反(動物虐待)などの疑いで、札幌市の男性会社員(31)と妻(31)を書類送検した。送検容疑は昨年11月～今年2月自宅アパートで飼育している小型犬に、餌や水を与えず衰弱させた上、腹部を蹴るなどの暴行を加え、虐待するなどの疑い。犬は4歳の雄で、2月13日に死んだ。同署によると、2人は「結婚生活のストレスから、飼犬に虐待を繰り返していた」などと供述している。
50	2013/6/4	岐阜	フジテレビ系(FNN) 毎日新聞 読売新聞 朝日新聞 日刊ゲンダイ スポーツニッポン msn 産経ニュース	猫	猫の頭に火をつけて虐待の疑い 38歳の男を逮捕 岐阜・可児市	岐阜県警可児署は4日、岐阜・可児(かに)市のごみ処理施設に勤める男(38)が、猫の頭に火をつけて虐待したとして、動物愛護法違反の疑いで逮捕された。男は、2011年1月、猫の頭にライターで火をつけ、虐待した疑いが持たれていて、自宅周辺では猫3匹が死んでいた。近所の人は「針金が手足に巻いてあって、ガムテープで縛ってあって、身動きが取れないようになって死んでいた」と話した。男の携帯電話には、猫の頭に火をつけて燃やす動画などが保存されていて、自宅には、捕獲用のおりももあったという。
			読売新聞		猫に火つけた衛生施設 利用組合職員、減給処分	動物愛護法違反の疑いで逮捕された、岐阜県可児市の男性(38)は、6月19日に御嵩簡裁から罰金20万円の略式命令を受けた。
51	2013/6/28	和歌山	紀伊民報	猫	田辺市元町で猫が不審死 虐待防止の看板設置	和歌山県田辺市元町の市ごみ処理場近くの道路沿いでこのほど、虐待を受けたとみられる猫3匹が死んでいるのが見つかった。現場近くには数匹の捨て猫がずみ着いており、市は犬や猫を捨てたり虐待したりしないように呼び掛ける看板を設置した。猫の死骸を見つけた市内の男性によると、5月27日、3匹が道路沿いに死んでいた。1匹は首が半分ほど切られ、1匹は顔の半分がへこんでおり、残る1匹は外傷はないが口から血を出して横たわっていたという。「病死や事故ではなく、虐待ではないか」と話している。男性は市のごみ処理場に連絡し、死骸はまもなく焼却された。
52	2013/7/7～ 2013/7/9	宮城	日本テレビ系(NNN) 福井新聞 産経新聞	猫	小学校校庭に猫の死骸	気仙沼市の市立新城小の校庭で、首を切られた猫の死骸が発見され、気仙沼署が動物愛護法違反などの疑いで捜査を進めていることが8日、分かった。同署によると、5日前8時ごろ、同校の校庭で、首を切られた猫の死骸を登校中の児童と保護者が発見した。発見された猫は生後4カ月程度の雌。死後1、2日程度とみられ、首を鋭利なもので切られたような痕があった。付近に血が飛び散った痕がないことから、同署は何者かが他の場所で切断し、校庭に置いたとみている。猫の発見された場所付近には、数日前にも腐乱した犬の死骸が置かれていたといい、同署では関連を調べている。また、登下校時に警察官を配置するなどして警備の強化にあたっている。
53	2013/7/11	兵庫	産経新聞	猫	真夏の“残虐”再び 中学にネコ切断頭部と 胴体…1年前にも類似 死骸	11日前7時15分ごろ、兵庫県加東市木梨の市立社中学校のグラウンドで、切断されたネコの死骸を、登校した男子生徒が発見した。昨年7～8月にも、同校や市内の別の中学・高校で切断されたネコの死骸が見つかったおり、兵庫県警社署は動物愛護法違反容疑で捜査し、関連を調べる。同署によると、この日見つかったのはネコの頭部と胴体で、胴体の背中部分には約5センチの切り傷もあった。10日午後6時半ごろに同校教諭がグラウンドを整備した際はなかったという。
54	2013/7/26 2013/7/27	長野	テレビ信州 abn長野毎日放送 読売新聞	猫	猫死骸:また頭部切断、 2匹見つかる一大町、 松本	大町市と松本市のあぜ道などで、頭部を切断された猫の死骸が見つかったことが26日分かった。安曇野市の農道でも19日に同様の猫の死骸が見つかり、いずれも別の場所で切断され、現場に遺棄されたとみられる。県警は関連を調べるとともに、動物愛護法違反容疑も視野に捜査を進めている。大町署によると、26日午前7時ごろ、大町市大町の水田横のあぜ道で、頭部を切断された猫の死骸を水田所有者の男性が発見した。猫は体長約20センチで、頭部を引きちぎられたような状態だった。付近に血痕はなく、頭部は見つかっていない。25日夜から26日未明までに遺棄されたとみられる。また、17日には松本市穂社の住宅街の路上で頭部が切断された猫の死骸が見つかった。松本市によると午前5時半ごろ、近隣住民が発見し、市へ通報。翌18日、同じ場所 で猫の頭部が見つかったという。安曇野市明科七貴の農道でも19日、頭部を切断された猫の死骸が見つかった っており、安曇野署が捜査している。

a. 殺 傷

	日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内 容
54	2013/8/4	長野	テレビ朝日系(ANN) 読売新聞 毎日新聞	猫	頭部切断された猫の死 体、また見つかった	3日午後4時10分頃、長野県大町市平の市道で、近所の住民が、頭部を切断された猫の死体を発見した。大町署が動物愛護法違反事件として調べている。発表によると、死体は長さ約20センチで茶色と白色のしま模様。刃物で切られたような傷痕があった。周辺に血痕はなく、別の場所から運ばれた可能性が高いという。頭部は見つかっていない。
55	2013/8/9	石川	北國新聞	猫および ネズミ	金沢の保育所に動物の 死骸 先月から2度	7月31日と今月7日、金沢市西部の保育所に子猫やネズミの死骸が相次いで置かれていたことが8日、捜査関係者への取材で分かった。死骸が同じ場所にあったことから、金沢西署は、何者かが故意に放置した可能性があるとみて、動物愛護法違反などの疑いで調べている。捜査関係者によると、7月31日朝、保育所1階ベランダに体長約20センチの子猫の死骸があるのを見つけた。翌8月1日には同じ場所に動物の毛のようなものがあった。さらに7日には、体長約10センチのネズミの死骸が置かれていた。金沢西署が調べたところ、死骸には目立った外傷はなく、死んでからあまり時間が経過していないとみられる。いずれも職員が前日夜に見回った際、異常はなかった。
56	2013/10/5	兵庫	産経新聞	猫	公園に切断された猫の 頭	5日午前10時半ごろ、神戸市北区ひよどり台の公園で、切断された猫の頭部を通行人の男性(74)が見つけた。兵庫県警神戸北署に通報した。傷口はほぼまっすぐで、同署は何者かが刃物で首を切断したとみて動物愛護法違反の疑いで調べている。同署によると、頭部は公園出入口付近の通路に置かれていた。猫は白色で6～8歳という。周囲に血痕などはなく、胴体部分も見当たらないため、別の場所で切られて運ばれた可能性が高い。
57	2013/10/8	兵庫	産経新聞	猫	両脚を粘着テープで巻 かれた猫の死骸発見 兵庫県警が捜査	7日午前8時50分ごろ、兵庫県稲美町印南の用水路で、前後の両脚を粘着テープで巻かれた猫の死骸を近所の会社経営の男性(42)が発見、県警加古川署に届けた。同署によると、猫は体長約40センチ。腐乱が激しく性別などは不明で、周囲に首輪は見あたらなかった。目立った外傷などはないが、後ろ脚の2本を針金のようなもので縛られたうえ、前後の両脚4本を粘着テープで巻かれていたという。用水路は深さ1.4メートル、幅1.7メートルで水深数センチ。同署では何者かが猫を殺して用水路に遺棄した可能性があるとみて、動物愛護法違反事件として調べている。
58	2013/10/28	東京	時事通信 スポーツ報知 日本テレビ(NNN) 日本経済新聞 産経新聞 テレビ朝日(ANN) 読売新聞 TBS系(JNN) NHK 福島民報 サンケイスポーツ	猫	生きた猫に火付ける＝動 物愛護法違反容疑で 捜査 一警視庁	東京都北区赤西の公園で、猫が火を付けられて殺されていたことが28日、分かった。猫は通行人が発見した際はまだ動いていたといい、警視庁赤羽署は何者かが生きのまま火を付けたとみて、動物愛護管理法違反容疑で調べている。同署によると、26日午後5時45分ごろ、帰宅途中の女性が公園の隅で燃えているものを見つけ、近寄って猫だと気づき通報した。同署員が駆け付けたときには、焼け焦げて既に死んでいた。ガソリンや灯油などをかけられ、火を付けられたとみられ、同署は周辺の防犯カメラなどを調べている。猫は体長が約35センチ。首輪などは見つからなかった。油やライターなども見つからなかった。
59	2013/11/11 2013/11/12	高知	大分合同新聞 らばQ 日本テレビ系(NNN) 毎日新聞	猫	(動物愛護法違反)ポー ガンでネコ射殺 高知大生を書類送検	インターネットで里親を募集していた猫4匹を譲り受け、自宅でボーガンで射殺したとして、高知県警高知南署は11日、男子学生(18)＝高知市＝を動物愛護法違反などの疑いで高知地検に書類送検した。学生は6月30日未明に高知市で発生した連続放火事件で、7月に同署に非現住建造物等放火容疑で逮捕された。捜査の過程で猫の死骸が自宅で発見されたため、追及していた。送検容疑は6月下旬、自宅で2回に分けて猫1匹と3匹をボーガンで射殺したとされる。学生は今年に入ってインターネットで里親を募集していた猫を探し次々と引き取ったという。「鬱憤を晴らしたかった」と、容疑を認めているという。

a. 殺 傷

	日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内 容
60	2013/12/17	神奈川	読売新聞	猫	猫2匹いれん・変死… 毒餌か、シユウ酸塩検出	<p>神奈川県動物愛護協会は6日、横浜市港北区の県立篠原園地周辺で11月上旬以降、野良猫2匹が変死したほか、5、6匹の姿が見えなくなっていることと発表した。連絡を受けた港北署が事件と事故の両面で捜査している。同協会によると、11月6日、通行人の男性が同園地内で見つけた猫を発見。猫は動物病院に運ばれたが、2日後に死んだ。同15日にも、同じ症状の猫が近くの路上で発見され、2日後に死んだ。解剖の結果、2匹の死因は急性腎不全で、腎臓内にシユウ酸塩が多量に沈着し、機能不全となっていたことがわかったという。シユウ酸塩は、市販製品や一部の植物に含まれる化学物質を摂取すると、体内で生成され、腎臓や脳に影響を及ぼす。同協会は「誰かが故意に毒餌を与えたとしたら動物愛護法違反になる。警察の捜査を見守りたい」としている。</p>

マスコミ報道された動物の虐待等事例及び関連法違反及び違反容疑一覧

①動物の愛護及び管理に関する法律

b. ネグレクト					
日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
1 2010/2/4	滋賀	西日本新聞	鶏	養鶏場で万9千羽死ぬ管理不十分が原因	滋賀県甲賀市は3日、同市内の民間養鶏場の11の鶏舎で鶏約3万1千羽のうち鶏約1万9千羽が死んでいるのが見つかったと発表した。県と市は鳥インフルエンザの簡易検査を実施し、陰性であることを確認した。県と市は、死骸(しがいい)を解剖した結果から、水や餌、温度などの飼育環境の管理が不十分だったのが死因と判断した。県によると、養鶏場の管理人と連絡が取れないという。
2 2010/7/9 2010/7/10	徳島	読売新聞	犬	犬を劣悪環境で飼育、ブリーダー登録取り消し	徳島県は8日、繁殖用に飼っている小型犬約70匹の管理が不適切だったとして、徳島市のブリーダーの男性(82)に対して、動物愛護管理法に基づいて動物取扱業者の登録を取り消す行政処分をした。数年にわたって定期的にケージの掃除をせず、劣悪な環境で小型犬を飼育していたという。取り消しは最も重い行政処分で、環境省によると全国初。県によると、県動物愛護管理センターが3月中旬、「異様な鳴き声がある。動物虐待では」との通報を受け、業者宅を立ち入り調査。施設内にチワワ、シーザーなど小型犬約90匹がケージで飼われ、それらの床には汚物が積もり、犬も汚れていた。業者は2007年の登録時は30匹を飼育。当時の県の立ち入り検査では、問題はなかったという。県は、同法に基づいて改善を勧めたが、業者が改めないため、6月17日に業務停止を命令。業者は犬の譲渡を進め、6月末現在で67匹に減ったが、飼育環境は改善しなかったため、登録取り消しを決めた。取り消し日から2年間は再登録できず、営業できない。県は「犬たちを劣悪な環境から一日も早く助けたい」といい、犬を保護して同センターに一時収容する予定。犬の清掃や健康診断、飼い主探しに民間団体や県獣医師会の協力を求めている。県内のほかの登録業者にも、緊急立ち入り検査を行っている。環境省は「二度と同じような違法業者を出さないためにも、厳格な対応が必要。県の処分は適切だった」と評価している。
3 2010/7/14 2010/7/15	山形	山形新聞 読売新聞 毎日新聞	犬	〈動物愛護法違反〉飼い犬5匹餓死させる容疑者逮捕	飼い犬5匹を餓死させたとして、山形県生活環境課と米沢署は14日、山形県米沢市の会社員男性(40)を動物愛護法違反の疑いで逮捕した。逮捕容疑は、09年11月ごろ、同市内の実家で飼っていた犬5匹に餌や水をやるのをやめ、12月～今年1月ごろ、5匹を餓死させたとしている。同課によると、2日に実家に立ち入った市と置賜保健所の職員などが、グレートピレニーズ、ボーダーコリー、サルーンキーの3匹がケージで鎖につなかれ、ダックスフント2匹がドアも窓も閉められた室内で死んでいたのを発見した。5匹ともミイラ化していた。6月に隣市役所に「異臭がする」と住民から苦情が相次いでいた。男性は「犬に悪いことをした」と容疑を認めているという。
4 2010/12/21	福岡	共同通信	犬	福岡の飼育施設で犬38匹死ぬ世話せず放置か	21日午後2時ごろ、福岡県宗像市にある犬の飼育施設で犬が死んでいると、保健所から宗像署に通報があった。署員が駆けつけると、プレハブ平屋の犬舎や周辺のゲージ内で、シバインやマルチーズ、チワワなど少なくとも成犬38匹が死んでいるのが見つかった。宗像署によると、いずれも衰弱や餓えのため死んだとみられ、中にはミイラ化した死骸もあった。同署は世話をせずに放置していたとみて、動物愛護法違反の疑いで、施設の管理者から事情を聴く方針。犬舎のドアや窓には鍵がかかっていた。シバイン1匹だけは生きているのを確認したという。別の飼育施設のブリーダーが「2、3カ月前から隣の施設のブリーダーがいらない。犬は大丈夫か」と保健所に通報し、発覚した。
5 2010/12/23	鳥取	毎日新聞	猫	動物愛護法違反宗像の犬大量死「餌与えず」男性が供述	宗像市の犬飼育施設で柴犬など38匹が死んでいるのが見つかった事件で宗像署は22日、施設管理者の同市内の男性(61)から任意で事情を聴いた。男性が「金がなく、11月中旬以降は餌を与えていなかった」と供述していることが、同署への取材で分かった。犬の死骸は21日、宗像・速賀保健福祉環境事務所からの通報で宗像署が確認した。同署は、近く犬を解剖して死因の特定を急ぐと共に動物愛護法違反容疑で捜査している。
5 2013/6/23	鳥取	産経新聞	猫	子猫5匹を放置死鳥取の収容施設	飼い主がいらない猫や犬を収容する鳥取県東部生活環境事務所の施設で5月、子猫5匹にミルクを十分に与えないまま放置し、その後すべて死んでしまったことが分かった。規定では、収容後の3日間は餌を与えて保護。飼い主が現れない場合は殺処分引き取り手を待つかを判断することになっており、担当者は「管理体制に問題があった」としている。

マスコミ報道された動物の虐待等事例及び関連法違反及び違反容疑一覧

①動物の愛護及び管理に関する法律

c. 自治体による多頭飼育対応事例					
日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
1	北海道	北海道新聞	犬および猫	エサや水与えず、犬猫十数匹を放置 北見の女逮捕	北見署は3日、動物愛護法違反容疑で北見市の無職の女(50)を逮捕した。逮捕容疑は、飼育していた犬、猫合わせて十数匹にエサや水をやらずに放置し、死亡または衰弱させた疑い。同署によると、女は犬や猫を放置したまま市内の別の場所に引越した。5月上旬に近所の住民から「飼いまがなくなってきた」という通報を受け、捜索したところ、室内に小型犬6.7匹と猫3.4匹があり、いずれも死んだり重度に衰弱していた。
2	茨城	産経新聞	犬および猫	犬猫放置の疑い、元ブリーダーら逮捕	牛久署は1日、飼育する犬の健康管理を怠ったなどとして、阿見町の元ブリーダーの夫婦とともに(75)と無職の長男(39)の3人を動物愛護法違反と狂犬病予防法違反の疑いで水戸地検土浦支部に書類送検した。同署によると、動物取扱業者に対する動物虐待事件での摘発は県内初。同署の調べによると、夫は犬38匹の登録を同町に申請せず、33匹の犬に課された年1回の狂犬病予防注射を受けさせなかった疑いが持たれている。また、妻は管理する犬64匹を昨年8月20日ごろ～今年2月2日、健康管理をせずに放置した疑いが、長男には子猫を放置し死亡させた疑いが持たれている。夫婦は容疑を認めているが、長男は「(子猫は)死産だった」と容疑を否認している。同署によると、夫婦は10年以上自宅脇の敷地でトイプードルやチワワなどを飼育、平成18年の動物愛護法改正施行時にもブリーダーとして登録していた。同署は告発を受けて捜査を開始、動機などについても調べている。
					動物愛護団体の告発を受けた犬猫ブリーダー(繁殖業者)による虐待事件で、土浦区検は17日、阿見町の元ブリーダーの夫(76)と妻(75)の2人を動物愛護法違反と狂犬病予防法違反の罪で略式起訴した。同容疑で書類送検されていた無職の長男(39)は不起訴処分とした。書類送検した牛久署などによると、夫婦は昨年8月20日～今年2月2日の間、犬64匹を育てていた施設の清掃や消毒をせずにそのまま放置し、皮膚炎や結膜炎などを発症させる虐待をしたとされる。元業者は今年5月に自主廃業。チワワなど小型犬64匹の多くは他の業者に譲渡し、一部は「山に捨てた」と元業者は話したという。
3	大阪	産経新聞	犬	「費用ない」…150匹狂犬病予防せず 元繁殖業者、わずか30畳に	大阪府東大阪市の元犬繁殖業者が、狂犬病予防法に基づき登録や予防注射をしないまま犬約150匹を飼育していることが15日、わかった。市によると、この業者は「必要だとは知っていたが、費用がないので、ほとんどの犬の予防注射と犬の譲渡を約束した」と話しており、府警河内署は狂犬病予防法違反の疑いがあるとみて調べている。東大阪市によると、元業者は平成18年9月、府に動物愛護法に基づき動物取扱業者の登録をして開業。19年ごろから、周辺住民が悪臭や犬の鳴き声に対する苦情を市に寄せるようになり、市が犬の登録台帳を調べたところ、まったく登録されていなかった。市は数回にわたり店を訪れたが、元業者が不在のため店員に指導することとまでなっており、今年7月21日になって初めて、元業者を立ち合わせ調査を実施。店では、平屋建て約50平方メートルの店舗内で、小型犬数匹を1つのケージに入れて飼育していたという。
					自宅で紀州犬とビーグル犬計13匹を無断で飼ったとして、警視庁生活環境課と志村署は20日、化製場等に関する法律違反(無許可飼養)の疑いで、板橋区の職人不詳、男性容疑者(57)を逮捕した。同課によると、容疑者は「犬を繁殖させたり、猟犬が好きだった」と供述しているという。同課によると、容疑者は少なくとも平成15年ごろから自宅の敷地内で複数の犬を放し飼いにし、多いときは約40匹ほど飼っており、近所では有名な“犬屋敷”だった。近隣の女性が敷地から逃げた犬に襲われけがをしたこともあり、苦情が寄せられていた。容疑者は20年6月に同法違反の罪に問われ、懲役6月、執行猶予3年の判決を受けていた。同課は今年2月に同区長から告発を受け、捜査していた。逮捕容疑は11月25日午後1時ごろから45間、自宅と同区長に無許可で紀州犬8匹とビーグル犬5匹計13匹を飼ったとしている。
4	東京都	産経新聞	犬	猟犬13匹を無許可で飼育 容疑の57歳男を逮捕	

c. 自治体による多頭飼育対応事例

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
5 2012/9/13	兵庫	朝日新聞	猫	市住の一室からネコ62匹、愛護団体が保護 兵庫・川西	兵庫県川西市の市営住宅の一室で、ネコ62匹を飼っている住人がいることがわかり、今月上旬、市内の動物愛護団体が保護した。悪臭や鳴き声に苦情が相次ぎ、市から部屋の明け渡しを求められた飼い主が団体に相談した。団体はネコの引き取り手を探している。ネコを保護した団体によると、飼い主は市内の市営住宅5階に住む60代の男性。男性からの連絡を受けて部屋を訪ねると、ごみが積まれた3DKの室内に多くのネコがいた。男性からは26匹と聞いていたが、押し入れや天袋からも次々と見つかり、9月1日から4日間かけてオス・メス31匹ずつ、計62匹を捕獲した。同会は不妊・去勢手術をして返そうとしたが、周辺住民から「異臭や鳴き声に悩まされてきた」と反対の声が上がった。そこで、市は老朽化で入居募集をしていない別の市営住宅の空き部屋を開放。現在、同会のメンバーが交代でエサやトイレの世話をしている。
6 2012/11/28	静岡	中日新聞	犬	小山町の多頭飼育の犬 引き取り手探しが軌道	小山町の山中で多数の犬が飼われている問題で、難航していた引き取り手探しを軌道に乗せ始めた。数カ月がかりで犬を人間に近づけ、ボランティア活動の成果だ。関係者は「モラルの低い飼い主がいる限り、問題はなくならない」と意識の向上を求めている。沢沿いの農道の突き当たり、二段に積まれた犬用ケージが並び、およそ40匹。「大半が蚊を媒介した犬、発情抑制剤の副作用で腰が異様に腫れ上がったボランディアの女性Aさん(39)。凍傷で足首が欠損した犬、発情抑制剤の副作用で腰が異様に腫れ上がった雌犬もいる。全体的に健康状態は悪い。この多頭飼育の問題は四年前、新聞報道で発覚。県の「殺処分しない」という異例の方針が話題となり、引き取り希望が相次いで、三百万円以上の寄付が全国から集まった。「半年で15匹を引き渡したが、その後停滞してしまっただけ」と県御殿場保健所。警戒心の強い犬が残り、もらい手が見つからなかった。ネットで問題を知ったAさんは昨年夏から協力を始めた。自宅に預かって、最初は遠くから話し掛けるなど数カ月かけて人にならし、不妊去勢手術も済ませた。独自にネットなどで引き取り手を探し、一年余りで17匹の譲渡に成功した。
2014/1/30		静岡新聞		犬の多頭飼育「解消」 小山町、対策会解散も 検討	小山町の山中で多数の犬が飼育されていた多頭飼育問題で、町は29日、飼育数が昨年未だに2匹になり、多頭飼育状態が解消したと発表した。町は再び頭数が増加しないよう、今後も経過を見守る一方で、「小山町多頭飼育対策会」の在り方について解散を含めて検討するという。多頭飼育問題は1992年ごろ、同町上野の須川沿いに建てられた小屋で約30匹の犬が飼われていることが、住民からの苦情で発覚した。2006年には最大で約120匹が飼育され、狂犬病予防などを含めた衛生面や子犬増加などへの懸念が拡大した。08年から県や町が県獣医師会、県動物保護協会などと同対策会を組織して飼育環境の改善に取り組んだ。
2012/12/5 2012/12/6		読売新聞 朝日新聞		「160匹犬屋敷」で死骸 17匹…餓死の可能性	自宅にいた犬約160匹の世話を怠ったなどとして、大阪府警は5日、大阪府和泉市の元ブリーダー、無職、女性容疑者(43)を動物愛護法違反(虐待)と狂犬病予防法違反(予防注射の未接種など)の疑いで逮捕し、発表した。「注射はしていなかったが、エサは与えていた」と話しているという。生活環境課によると、石井容疑者は11月7日から15日間、木造2階建ての自宅に放し飼いでいたミニチュアダックスフントやチワワなど約160匹に餌や水を与えず、狂犬病の予防接種を怠った疑いがある。容疑者は母親と2人暮らし。2階建ての自宅は、雨戸が閉め切られて悪臭が漂い、トラック5台分のゴミが散乱。犬はおりの中に入れられたり、室内で走り回ったりしていたという。室内は1畳あたり5匹の密集状態だったとい、11月21日の家宅捜索で、餓死や病死とみられる死骸17匹を発見。衰弱した犬の大半は保護したという。悪臭などに悩む近隣住民は「犬屋敷」と呼び、苦情を受けた府が立ち入り調査を57回繰り返したが、改善されなかったという。
2012/12/21	大阪	スポーツ報知	犬	虐待された犬、一般家庭に ブリーダーが所有権 放棄	元ブリーダーの容疑者(43)が、大半の犬の所有権を放棄する意向を示したことが21日、大阪府や捜査関係者への取材で分かった。今後は一般家庭へ譲渡される予定。
2012/12/26		産経新聞		犬161匹を虐待した元 ブリーダーに罰金	自宅で飼育していた犬161匹を虐待したとして、岸和田区検は25日、動物愛護法違反などの罪で大阪府和泉市の元ブリーダーの女性(43)を略式起訴。岸和田簡裁は同日、罰金の略式命令を出した。起訴状によると、元ブリーダーは9～11月、自宅で飼っていた161匹を、犬の死骸が放置され、糞尿の処理を十分にしない不衛生な環境に閉じ込め、虐待したなどとしている。

c. 自治体による多頭飼育対応事例

	日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
7	2013/2/21	大阪	産経新聞	犬	事件で保護のダックスフント、70匹引き取り手なく…	押収した犬を保護していた大阪府が今月、新たな飼い主の募集を始めた。譲渡対象は約70匹のミニチュアダックスフントだが、22日が募集の締め切りにもかかわらず、21日午前までの応募はわずか3件。事前の周知不足などが原因とみられ、府は「追加募集を検討したい」としている。
8	2013/6/5 2013/6/6	群馬	読売新聞 毎日新聞	犬	犬50頭 無登録飼育容疑	3日午前、犬約50頭を太田市に登録せずに自宅敷地内で飼育していたなどとして、太田署が市内の80歳代の無職男の自宅を狂犬病予防法違反(無登録)容疑で捜索した。男は「金がなかったので、登録や狂犬病の予防接種をやらなかつた」などと供述しているといい、同署は6月中にも同法違反(無登録、未接種)容疑で太田区検に書類送検する方針。同署幹部によると、同署員と県東部保健福祉事務所の職員計約20人が、男の自宅敷地内に放し飼いにされていた41頭を捕獲した。残り約10頭は縁の下に隠れるなどしたため、同事務所が捕獲を検討している。県によると、「敷地外で犬がウロウロしていて危ない」という近隣住民の苦情が少なくとも2001年頃から寄せられ、口頭や書面で繰り返し指導したという。男は取材に対し、「迷子の犬がかわいそうで飼い始めた、次々に子どもが産まれた。近所の人には悪いことをした」と話した。近くに住む40歳代男性は「犬は好きだけれど、さすがにうるさ過ぎた」という。
	2013/6/22		毎日新聞 読売新聞		狂犬病予防法違反: 82歳男性、容疑で書類 送検 —太田署	飼い犬の登録と狂犬病の予防注射を怠ったとして太田署が太田市の無職男性(82)を狂犬病予防法違反(無登録、未接種)容疑で太田区検へ書類送検していたことが21日、同署への取材で分かった。送検は20日付。送検容疑は、今年4月26日時点で生後91日以上経過している犬39頭を5月25日までに同市へ登録せず、また昨年4月1日から同年6月30日までの間に、39頭のうち26頭に同法で定められている年1度の予防接種をこなさなかつたとしている。
9	2013/10/31	京都	m s n産経ニュース	犬	「増えたら捨てることもあった」 無許可で犬37匹飼育 50代の姉弟を書類送検	京都府警下鴨署は31日、無許可で犬37匹を飼育したなどとして、化製場法違反(無許可飼養)と狂犬病予防法違反(無登録・無接種)の疑いで、京都市のアルバイトの男(52)と女の姉(54)を書類送検した。同署によると、ともに容疑を認めている。書類送検容疑は7月24日、男の自宅で市長の許可なく犬37匹を飼養し、うち成犬25匹について、市長の登録を受けず、狂犬病の予防接種を受けさせなかつたとしている。同署によると、2人は男の自宅内で、汚物処理をしないまま犬を飼育。犬を10匹以上同時に飼育するには市長への届け出が必要だが、男は「知らなかつた」として届け出をしていなかった。また、登録と予防接種については「面倒でお金もなかつた」などと供述しているという。平成23年秋ごろから同区内の河川敷や橋付近で捨て犬が相次いでおり、今年6月、市からの通報で犯行が発覚した。6月上旬には、橋付近に少なくとも25匹が捨てられていたという。近隣住民からは犬の臭いや鳴き声に関する苦情も以前から寄せられており、男は「10年前から常時10頭以上飼っていた。増えたら捨てることもあった」と話しているという。

c. 自治体による多頭飼育対応事例

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
2013/8/6 2013/8/7	栃木	北國新聞 サンケイスポーツ 下野新聞 毎日新聞 朝日新聞 産経新聞 テレビ朝日系(ANN) 読売新聞 東京新聞	犬	動物愛護法違反： 犬のふん、死体放置 虐待の疑い、県が初めて 飼い主を告発	県動物愛護指導センターは6日、飼育小屋に大量にたまった犬のふんを処理せず、死体も放置していたことなどが虐待にあたるとして、飼い主である上三川町の50代男性を動物愛護法違反容疑で下野署に告発した。動物虐待を理由に行政機関が個人の飼い主を告発するのは県内で初めて。全国的にもまれという。小屋では残った犬が死んだ犬を食べるといった異常な状況も確認されていた。県によると、男性は2004年から犬を飼い始め、10年から多頭飼育に関する苦情が寄せられていた。今年4月から小屋にふんがたまるといなり、県は5月から週に1回の現場確認を始めた。当初は11頭いたが、6月24日、3頭が死んでいるのを確認。高さ1.4メートルの小屋にはふんが60センチほど、重さにして約1トンのため、残された犬は身動きも困難になっていた。残された8頭の犬は、死体を食べていたという。県は同26日、8頭を県南ドッグセンター（栃木市）に保護した。男性は7月、ふんを片付ける意思を文書で県に伝えたが、今月1日の期限を過ぎても飼育環境を改善しなかったことから、県はネグレクト（飼育放棄）による虐待と判断。告発に踏み切った。県は男性に文書で3回、口頭で6回指導したほか、現地調査も22回行った。今年5月に事情を聞いた際、男性は体調不良や仕事の不規則さを理由に「なかなか世話ができない」と話していたという。県は告発に明確な基準はないとしたものの、「極端な動物虐待には今後もあらゆる手段を使って対応する」としている。
2013/8/8 2013/9/10		読売新聞 フジテレビ系(FNN) テレビ朝日系(ANN) 毎日新聞 読売新聞		動物愛護法違反： 犬のふん放置容疑で県 告発の男逮捕	下野署は8日、上三川町で犬が大量のふんがたまっていた状態で飼育され、県が虐待に当たるとして県警に告発していた問題で、飼い主の同町上三川、トラック運転手、男性容疑者(59)を動物愛護法違反容疑で逮捕した。容疑は5月1日～6月26日、自宅の庭先の小屋で飼っていた犬のふんを処理せず、8頭を不衛生な環境で収容し、虐待したとしている。
2013/9/19		毎日新聞		〈動物愛護法違反〉 大量ふん、犬飼育 罰金10万円命令 —8匹虐待	動物愛護法違反容疑で逮捕された栃木県上三川町、トラック運転手、男性容疑者(59)について、宇都宮地検は18日、同法違反の罪で宇都宮簡裁に略式起訴した。簡裁は被告に罰金10万円の略式命令を出した。起訴状によると、5月1日～6月26日、自宅の庭先の小屋で飼っていた犬のふんを処理せず、8匹を不衛生な環境で収容し、栄養不良状態などにして虐待したとしている。

マスコミ報道された動物の虐待等事例及び関連法違反及び違反容疑一覧

②刑法（器物破損罪）

		刑法（器物破損罪）		
日付	地域	新聞社	動物	タイトル
1	千葉	毎日新聞	ヤギ	ヤギ 左右の角2本折られる 千葉の動物飼育場
2	大分	毎日新聞	犬	〈動物虐待〉公園にくぎ 仕込んだ肉 犬が食べ手術
3	長崎	毎日新聞	ウサギ	器物損壊・小学校のウサ ギ切られて死ぬ —西海市
4	山口	毎日新聞	ウサギ	〈器物損壊〉小学校でウ サギ2羽殺される
5	宮城	J-CASTニュース	犬	散歩中の犬が嘔吐、死 亡する怪事件 食べた骨に付いていた 青い粉末は？
2011/4/16		毎日新聞		新富町の犬 被害・青粉 未殺虫剤と判明

内容
3日午前8時ごろ、千葉市の動物飼育場で、シバヤギ（雄、8歳）が左右の角2本を折られ血だらけでうずくまわっているのを、飼育するNPO法人理事長（65）が見つけ、通報した。県警千葉東署は器物損壊容疑で調べた。理事長によると、2日午後6時ごろ飼育小屋に入れて帰宅、翌朝エサやりに来ると、ヤギが小屋の中でうずくまり、2メートル四方の血だまりができていたという。飼育場は高さ1メートルの柵で囲われているが、小屋や柵に鍵は設けていなかった。角2本は見つかっていない。治療に当たる市動物公園飼育課によると、ヤギの角は成人男性が1人で折ろうとしても簡単には折れないという。ヤギは昨年7月、同公園から譲り受けた2頭のうちの1頭で、近所の人気者。
3日午後7時半ごろ、大分県別府市の公園に、小さなくぎを差し込んだペット用の肉のくん製が捨てられているとの通報があった。市内の女性（29）が飼っている雄のミニチュアダックスフントがこのくん製を食べたことが判明。レントゲン検査で腹部に十数本のくぎが見つかると、犬は動物病院で手術を受けた。県警別府署は、ペットを狙った悪質なはずらとみと、器物損壊容疑で捜査している。調べによると、くぎは長さ1.6センチ。ちぎった肉のくん製の中に埋め込んであった。公園の一角に数十個がばらまかれており、犬は女性に連れられ散歩中の同日午後5時半から7時ごろの間に食べたとみられる。現場は浜海公園で、市民や観光客に親しまれている。
26日午前8時50分ごろ、西海市の小学校のウサギ小屋（幅約3メートル、高さ約2メートル、奥行き約2メートル）で、ウサギ1羽が首を切り取られた状態で死んでいるのを同校教諭が見つけ、西海署に通報した。同署は何者かがウサギの首を切った可能性があるとみて器物損壊事件として捜査している。同署などによると、小屋の中のウサギ5羽のうち1羽が死んでいた。小屋は木製で、金網を張り巡らせていた。施設されていたが、鍵は小屋近くにあり、誰でも解錠できる状態で、鍵も残っていた。署員が学校周辺を調べたが、ウサギの首部分や刃物などは見つからなかった。
18日午前7時20分ごろ、山口県宇部市の小学校で、飼育小屋で飼われていたウサギ2羽が殺されているのを出動した男性教頭（51）が見つけた。刃物で切られた跡があり、うち1羽は頭部が切断され、見つかっていない。宇部署は悪質な器物損壊事件として調べている。同署によると、発見時に小屋は施錠されており、壊された形跡もなかった。教員が17日午後4時にエサをやった時は異常はなかったという。
9日午後宮崎県新富町で、「飼いが何かを食べ嘔吐を起こした」と宮崎県高鍋署に通報があった。高鍋署によれば、通報のあった犬が青い粉末がかかった骨を食べたのはその日の午後8時。飼いはすぐに動物病院に運んだため一命を取りとめた。そして獣医と相談し通報してきたという。その後、同じ日の午後7時に同じ場所ですら嘔吐、嘔吐、嘔吐を起こした犬がいるとして、新富町夜場から通報があった。捜査を進めると1月8日、これまでの3匹と同じ場所で何かを食べ、動物病院に運ばれた犬がいたことが分かった。その犬は死亡した。青い粉のようなものが何なのか現在分析中だが、農業の可能性があるといる。
新富町で1月から今月にかけて、散歩中の犬が道路に落ちていた青い粉末が付着した骨を食べ、死んだり、嘔吐を起こした事件で、粉末は県警の鑑定の結果、殺虫剤だったことが分かった。一般に購入できる殺虫剤という。被害に遭った犬は計4匹で、うち1匹が死んだ。高鍋署は器物損壊と動物愛護法違反の疑いで捜査している。

刑法（器物破壊罪）

日付	地域	新聞社	動物	タイトル	内容
6	三重	中京テレビ	犬	飼犬の不審死相次ぐ 三重・松阪	三重県松阪市で今年2月から、飼い犬が散歩のあとに食べたものを吐くなどして死ぬケースが相次いでいる。これまで10匹の犬が死んでおり、警察は、現場で聞き込みをして調べを進めるとともに、パトロールをして警戒している。いずれも10歳の犬2匹を死なせた飼い主の女性は、今年2月15日、いつも通り、近所のあぜ道で2匹を散歩させた。そのとき、1匹が落ちていたパンのようなものを食べたが、元気に自宅に戻った。その後、突然2匹が食べたものを吐き、1匹は3日後に、もう1匹は約10日後に死んだという。その後、女性が住んでいる町と、すぐ近くの町の2つの地区で、2月と4月に合わせて約10匹の飼い犬が不審な死に方をした。そのうちの数匹を診察した獣医は「こんなことはあまりない」とし、「今のところ、農薬が原因ではないかと考えられる」と推測する。地域の住民から相談を受けた警察は、付近のパトロールを行うとともに、犬が食べたと思われる食品などを調べ、器物損壊と動物愛護法違反の疑いもあつて詳しく調べている。
7	山梨	産経新聞	犬	市役所支所前に頭部 がない犬の死骸	16日、山梨県北杜市の大泉総合支所の前に、頭部と尻尾のない犬の死骸が置かれていたことが県警北杜市や同支所への取材で分かった。同署は器物損壊や動物愛護法違反の疑いもあつて調べている。同署などによると、犬種は不明で、胴の長さは約50センチ。首輪はなく、頭部や尻尾は見つかっていない。15日午前8時ごろ、通行していた中学生が死骸を見つけて市側に連絡した。市職員が14日午後5時ごろに退庁した際には死骸はなかったという。同支所は「トラブルはなく、脅迫などをされる心当たりはない」としている。
8	兵庫	毎日新聞	猫	器物損壊： 那波中敷地内に切断し た猫の頭 相生署が捜査	15日午後3時半ごろ、相生市の中学校で教室棟のエアコン室外機の横にあったコンクリートブロックの穴の中に、切断した猫の頭があるのを清掃中の1年生の男子生徒(12)が発見し、教師に届け出た。相生署の調べでは、生後2カ月前後の子猫で、死後2、3日とみられるという。胴体は見つかっていない。同署は何者かが鋭利な刃物で切断し、放置したとみて器物損壊容疑で調べている。
9	兵庫	産経新聞	ウサギ	小学校のウサギ殺され る、頭に殴られたような 跡	15日午前8時10分ごろ、兵庫県猪名川町の小学校で飼育小屋のウサギ1匹が死んでいるのを登校した飼育係の女子児童が見つけ、連絡を受けた校長が兵庫県警川西署に通報した。ウサギの頭に殴られたような跡があり、同署は器物損壊事件として捜査している。同署によると、普段は飼育小屋の外に置いてあるというスコップが小屋の中で見つかった。飼育している動物はウサギ1匹のみで、14日午後、飼育係の児童らが餌を与えた際には異常はなく、ダイヤル式の鍵を閉めて帰ったという。
10	栃木	毎日新聞	ウサギ	清滝小：ウサギ4羽死ぬ 傷つけられた跡 一日光	12日午後1時20分ごろ、日光市の小学校で、敷地南西側にあるウサギ小屋で飼育していたウサギ4羽がすべて死んでいる、と男性教諭(51)から日光署に通報があった。ウサギには傷つけられたような跡があるといい、同署は器物損壊事件として捜査している。同署や同小によると、ウサギは2年生が餌やりやふんの片付けなどの世話を担当していた。小屋の様子がおかしいことに気づいた児童が近くにいた男性教諭に報告し、発見したという。同署は児童が最後に世話した9日午前10時35分ごろ～12日の発見時ごろ、不審な点が見つかったかを調べる。小屋は金網などで囲ってあり、且立って破られた形跡はなかった。
11	東京	産経新聞	猫	元官僚が猫を蹴り死な せる…ペットが引き裂 いた「華麗なる一族」 の絆	昨年8月11日夕方、東京都新宿区の住宅街で自宅の居間でソファに座っていた妻(50)が隣人の怒鳴る声を聞き、駆けだしたところ、口から血を流した飼い猫を発見した。隣人は、両宅を隔てる高さ約1メートルのフェンスをばで猫を踏みつけていたという。すぐに猫を病院に搬送したが回復せず、4日後に死んだ。隣人によると、猫は隣人の犬に飛びかかり、敷地内でとっつき合いを始めたとのこと。この犬は約5年前、別の猫に襲われ、失明の恐れがあるほどの深い傷を負っていたため、隣人は取り乱し、「犬の首輪を持って何度も引き離そうとしたが、そのたび向かってきた。猫を足で押さえて引き離すしかなかった。頭の中が真っ白になってしまった」と猫を踏みつけた心境を振り返った。夫妻は猫の死後、警視庁新宿署に、器物損壊と動物愛護法違反の罪で隣人を告訴した。警視庁は両容疑で隣人を書類送検し、東京区検は今年3月器物損壊罪で略式起訴。東京簡裁は罰金20万円の略式命令を出し、既に隣人は納付した。

Ⅲ 英国における動物虐待判例

(出典：RSPCA 機関誌 RSPCA Animal Life 2011～2013)

1. 犬のブリーダーが、70 頭以上の犬に対する虐待の罪で飼育禁止

不潔な状態で70頭以上の犬を飼育していたケント州のブリーダーは、収監の執行猶予と7年間の動物飼育禁止（生涯の飼育禁止だったが、控訴によって7年間に軽減された）が言い渡された。

2009年2月、RSPCA インспекターがウエンツファームのブリーダー事務所を訪れた時、治療されていない状態の犬等が不潔なケネルで飼育されているのを発見。飼い主のケント州アシュフォード近郊在住の56歳の女性は、シティングボーン治安判事裁判所において、6件の訴因について有罪とされ（控訴により5件に削減された）、拘留140日、執行猶予12カ月が言い渡された。また、240時間の無償労働及び250ポンドの費用の支払いを命じた。彼女は、口腔内の膿瘍からくる重篤な歯の痛みを抱えた一頭のボーダーテリア（メス）を放置して不必要な苦痛を与えたという訴因等に対して有罪を言い渡された。その犬の状態はあまりに悪く獣医師によって何本も抜歯しなければならなかった。彼女はまた、眼瞼内反で事実上両目が見えなくなっている一頭のチャウチャウ犬（メス）に対しても、不必要な苦痛を与えたとして有罪を言い渡された。この犬はその後、獣医師によって安楽死された。犬たちに対して適切な栄養を与えなかったという3つの訴因については免除された。RSPCA インспекターは「メラニー・キング（ブリーダー）はすべてに無責



任。彼女は前に警告を受けているにもかかわらず、動物たちの福祉を確保する行動をとらなかった。」と話す。1月、メイドストーン刑事法院（上級裁判所）はメラニー・キングの不服の申し立てを聞き届け、「飼育禁止」

はそのままだが、年数を7年間に軽減した。彼女はまた費用の追加分100ポンドの支払いを命じられた。すべての犬は新しい飼い主に迎えられた。

2. オリバーは今や新しい幸せな家庭で跳ね回っている

アラジンの室内履きのような蹄だったポニーは、彼の世話を担当した動物看護師の家に迎えられ、幸せにしている。

ケンブリッジシャーにある大きい手入れされずに放置されたパドックで栗毛の去勢ポニー・オリバーを発見したRSPCA インспекターによると、「異様に伸びすぎた蹄はカールして上向いていた」という。オリバーの蹄は少なくとも長さ6インチはあり、蹄葉炎に侵され、ほぼ4カ月間の破行の原因になっていた。ハンティンドン在住のローナ・クローリー、69歳は、不必要な苦痛を与えた罪を認め、馬の飼育を生涯にわたって禁止された。彼女は、4,912ポンドの費用を28日以内に支払うよう命じられた。また、条件付きで2年間の免除が認められた。オリバーは継続治療によって速やかに回復し、今は新しい家庭で楽しく過ごしている。



3. 不潔な環境に放置された犬が驚異的な回復

これらのビフォー・アフターの写真を見るだけで、RSPCA の看護で、ジャーマンシェパードのタラが如何に大きく変わったかがわかる。

1歳のタラは、新しい地所に建つとても立派に見える家で、かなり不健康な状態のアルフィーという名のスプリングー・スパニエルと共に発見された。タラは、ひどく削瘦しており、被毛はマット状で、爪も伸びず

ぎていた。アルフィーは大変衰弱していて、彼の肋骨、腰骨、背骨すべて突出し、歯も非常に悪い状態で、被毛は糞も一緒に絡まってマット状になり、爪も伸びすぎていた。

外から見る分にはこの家は全く普通に見えたので、誰も中で起こっていることが想像できなかった。一階の部屋は衣服、ベッド、オモチャとゴミで山積になっており、二階は人の糞がまき散らされていた。アルフィーとタラは長い間掃除されたことのない犬の糞でいっぱいの台所に閉じ込められていた。ダーラム郡在住のクリストファー・クリストロー 44 歳と妻のテレサ 38 歳はすべての罪を認め、それぞれに 12 カ月間の条件付き免除が言い渡され、10 年間のすべての動物の飼育禁止及び 500 ポンドの費用の支払いを命じられた。両人はどちらも金銭的に苦しかったと言い、情愛が薄い。

タラとアルフィーはどちらも不妊去勢手術をされ、新しい家庭でとても幸せにしている。



4. 恐竜犬ハリーは絡まり固まった被毛を取り除かれ幸せな家庭に

ハリー（ラサ・アプソ犬）は 3 年間もグルーミンをされなかったので、ひどい状態であった。彼のマット状になった被毛がとても重いので、ぴよん・ぴよん飛ばしができなかった。左目に損傷があり、すさまじい臭いがした。

RSPCA インспекターは、このようにマット状になった犬を見たことがなかった。まるで恐竜のようだった。彼女が 2010 年 6 月にキール・ハンターの家を訪れた時、彼は、毛布を巻いただけの状態ですぐに出てきた。彼が服を着て奥へ行った後、インспекター



は彼が戻ってこないことに気づき、警察官は裏のドアが大きく開いていて 18 歳の青年もハリーもいる形跡がなかった。

青年と犬のペアはハンターの祖父の家で、あわてて犬から刈り取ったバググいっぱいの毛とともに発見された。獣医師のところでは、ハリーはどこまでがハリーでどこからが固まった毛なのか判別が不可能なほどであったので、麻酔をかけないと毛を刈れない状態であった。刈った毛の重さは 2.12kg もあった。失業しているハンターと彼の母親で役人のキャロル・ハンターは、2010 年 10 月、不必要な苦痛をハリーに与えた罪を、ウィガン治安判事裁判所で認めた。

ハンターは 125 ポンドの罰金を言い渡され、100 ポンドの費用の支払いを命じられた。母親は、225 ポンドの罰金を言い渡され、200 ポンドの費用の支払いを命じられた。両人とも 12 カ月間の動物飼育を禁止された。

ハリーは完全に回復し、RSPCA によって新しい家庭に落ち着いた。

5. ガリガリの犬の胃はフードではなくアンダーウェアでいっぱい

若いロットワイラー犬モリーは階下のバスルームに閉じ込められているのを発見された。彼女はかなりやせていて、特にヒップ・肋骨・背骨が突出していた。彼女の飼い主は飼って数か月もたつのに、一度もなぜこんなに痩せているのか原因を見つけようとしなかった。

モリーは RSPCA に所有権を渡され、検査の為に病院に連れて行かれた。彼女はとても状態が悪く、与えられた食べ物を嘔下することができなかったので、レ

ントゲンを撮った。しかし、彼女の胃は空からは程遠く、5kgの布、それもほとんどがアンダーウェアであった。これらを手術で取り除くとモリーはよく育ち、完全に回復した。いまは、新しい家庭で暮らしている。グリムズビーの彼女の飼い主レベッカダンビル 27歳とスチュアート・レーン 29歳は、グリムズビー治安判事裁判所において不必要な苦痛を与えた罪を認めた。彼らはそれぞれ、100ポンドの罰金を言い渡された。また、100ポンドの費用の支払い及び5年間のすべての動物の飼育禁止が命じられた。

この事件を担当した地方裁判所判事は、RSPCAが介入してモリーを害から守るよう勧めた。



6. 初心者飼い主、「無視」のコストが高かった

動物を飼育しようと思ったとき、誰もができる一番重要なことは、動物とその動物のニーズについてできるだけ調べることである。そのアドバイスに気を配らず高くついたのは、ストックトン在住のディコン・ジョン・ハーディング 39歳で、どのように世話をしたら良いのか分からないにもかかわらず、5頭のポニーを飼育した。

残念なことに、クリスマスの2日前に、2歳のコブ型馬が雪で覆われたフィールドで極度に衰弱した状態で発見され、結果的に死に至った。RSPCAのインスペクターは直ちに獣医師を呼んだが、ポニーは獣医師



が到着する前に死亡した。

残りの4頭は、フィールドで発見されたが、そこには食べられる草も、シェルターもなく、獣医師は、このような厳しい天候状態に追加のフードもなく外に出せるような体重ではないことを確認した。彼らの腰や背骨がはっきり見えるようになってきており、獣医師は彼らが苦痛にあえぐ前に、ここから移動させるべきとアドバイスした。ハーディングはハートルプール治安判事裁判所において、動物福祉法 2006 に基づいた3つの訴因の内の2つを認めた。裁判所は、彼は今までにポニーを飼ったことがなく、飼育管理については何も知らなかったことを聴取した。ハーディングは12カ月の社会奉仕命令と275時間の無償労働を言い渡された。彼はまた、鶏を除いたすべての動物の飼育を向こう10年間禁止され、12,826ポンドの費用の支払いを命じられた。生き残っていた4頭のポニーは、新しい家庭に迎えられた。

7. 子犬の信頼が急速に大きくなる

昨年9月、カーマーセンにおいて、RSPCAインスペクターが、2頭の子犬を発見した時には、2頭は汚く悲惨な状態で、とても衰弱し、苦痛に耐えていた。

2頭は6カ月齢で、被毛は完全にマット状になっていた。メスの子犬は感染してただれた傷や小さな傷が数か所あり、弱っていて、立つことができなかった。彼らの崩れかかった犬小屋の床は排泄物と腐ったゴミで覆われていた。ベッド用敷物もフードも水もなかった。

RSPCAインスペクターは獣医師を呼んだが、彼は目にしたことに明らかにショックを受けている様子であった。飼い主は、犬たちをRSPCAに移譲すること



に同意した。毛刈りをする、彼らの肋骨、背骨、腰骨がはっきりと見え、ウエスティーサイズのコートでくるんで温かさを保った。

カーマーセン在住のトミー・ウォルシュ 30歳は「犬たちはこの地域の野良犬で、早く新しい飼

い主が見つかることを望みながら、数日前に連れてきた。」といった。彼のパートナー、レイチェル・クラーク 29 歳は「犬たちは彼らの物置小屋で何か月も飼っていた。彼らの状態を知ってショックを受けている」と言った。両人は、4月にカーマーセン治安判事裁判所で、犬たちに不必要な苦痛を与えた罪を認めた。彼らは12カ月間の社会奉仕命令を受け、200時間の無償労働と、それぞれ800ポンドの費用の支払いを命じられた。そして、兩人とも、20年間の犬の飼育を禁止された。

犬たちは完全に回復し、新しい家庭に迎えられた。メスの子犬の飼い主いわく、「ミスティは神経質だけれど、急速に信頼が育まれている。彼女は本当にフレンドリーで愛らしい犬です。」

8. ラッキーにも生きのびたマックスは新しい家庭で幸せに

テリアタイプ犬のマックスは、彼の若い飼い主の祖父によって、刃渡り12インチのキッチンナイフで刺されたとき外傷性ショック状態に陥った。

2010年2月、警察官がカーディフについたとき目にしたものは、マックスが自分から流れ出ている血の海の真ん中に、傷口から腸がはみ出した状態で、恐怖で震えながら立っている情景だった。彼の襲撃者は逮捕され、マックスは救急病院に急いで搬送された。ナイフは少しのところを腎臓を外しており、肝臓の辺縁部のところを切って止まっていた。彼が生きていたのはラッキーだった。マックスは獣医病院での36時間のリカバリー後、RSPCAの看護の下に来た。強固なDNAの証拠と証言によって、マックスの襲撃者を告発した。65歳の男エリーはパブから帰ってきてマックスを刺した。2010年9月カーディフ治安判事裁判所で、彼は、動物に対して不必要な苦痛を与えたこと、また、その動物を苦痛と外傷から護ることをしなかったことに対して、罪を認めた。彼は10週間の刑、執



行猶予12カ月が言い渡され、無期限の動物飼育の禁止、及び費用の1,000ポンドの支払いが命じられた。

9. 動物たちは閉じ込められていた暗い地下室から解放された



夫婦は地下室に動物を閉じ込めていたとして動物虐待で有罪を宣告された。彼らは、以前の飼育禁止命令違反のみならず、いくつかの虐待及び福祉に対する違反について罪を認めた。

RSPCAのインスペクターは警察から立ち退きの手伝いのためにその家屋に呼び出された。サウスウエールズにある家に着いたとき、動物は全く見当たらなかったが、その汚い状況から、つい最近まで動物がそこにいたことは明らかであった。インスペクターはこのミステリーを解明するために徹底的に捜査した。この捜査で犬11頭、ガチョウ9羽、山羊2頭、猫1匹、ポニー1頭を含む24頭の動物を発見した。彼らのほとんどは移動させられた先の小さなところで発見された。4頭の犬は翌日建物の後ろにある犬小屋で発見された。4頭の犬は、ノミ感染、耳の感染症と歯の病気等一連の病気で健康を害していた。ほとんどの動物は汚く、危険な環境（インスペクターいわく、今まで見た最もひどい状況の一つである）で飼育されていた。夫婦は1995年に、すべての動物の飼育を禁止されていた。彼らは、5件の不必要な苦痛を与えた罪、及び、2つの動物に関する禁止事項の違反で告発され、罪を認めた。

2011年6月、ポンティプリッド治安判事裁判所において、56歳の夫は12週間の投獄、46歳の妻は12週間の投獄、執行猶予12カ月が言い渡された。

10. ホラーハウスの生存者幸せな家庭を得る

両親のペットの世話をしていた男性がペットたちを餓死させて投獄された。

3月、RSPCAインスペクターがウォルバーハンプトンにある家を訪れた時、「真に恐ろしく、動揺を隠せない」場面を目にした。糞尿とゴミが散乱した家屋の中を探していて、犬用ベッドの中に一頭の犬の死体、2頭の猫の部分死体、ケージの中にラットとハムスターの衰弱死体を見つけた。

ただ一頭生き延びたのはベートーベンという犬で、猫の死体を食べて生きていた。ウォルバーハンプトン治安判事裁判所は、マシュー・ピアソンが1月に彼の両親がコーンウォールにいる家族の下に行って以来動物の世話をまかされていたことを聴取した。両親は彼にペットフードと毎月の請求書の支払いの為に送金していた。ピアソン27歳は6頭のペットに不必要な苦痛を与えた罪を含む34件の動物福祉に関する違反について罪を認めた。彼は、20週間の投獄を言い渡され、10年間の動物飼育を禁止された。また、費用1,000ポンドの支払いを命じられた。判決に際し、地方裁判所判事ウィーラーは、この事件を「今まで私が扱った動



物虐待事件の中で、間違いなく最悪の事件である。」と評した。RSPCAインスペクターは「私はこの光景を決して忘れない。警察官も含め、この事件にかかわったすべての人が明らかにショックを受けていた。特に私を動揺させたのは、バスターが彼のベッドで死体で発見される前に、何とか逃げ出そうと必死で努力していたことを物語る台所後部ドアのひっかき傷だった。餓死するという事は、どんな動物にとってもすさまじく、苦痛に満ちた死に方で、彼らの苦痛は全く不必要で、防止できるものであった。」と述べた。

ベートーベンには7週間のRSPCAの看護で体重が37パーセント増え、今は新しい家庭で幸せに暮らしている。

11. 電子レンジによる拷問から生き延びた猫ナンシー



自分の飼い猫を電子レンジにかけた男性に執行猶予の判決が言い渡された。

今年2月、男性は自分をひっかいたからと、白黒の自分の飼い猫を殺す目的で電子レンジに入れ、5～6秒かけた。ナンシー（猫）は明らかに喘ぎがひどくなり、倒れた。男性のガールフレンドは友達にRSPCAを呼ぶように頼んだ。RSPCAのインスペクターが猫に触れると熱くなっていたので、すぐに冷水をかけ、獣医病院に連れて行った。目は充血し、血液に異常を示し、弱っていた。内臓がダメージを受けていないか確認するために、猫は数日間、専門家の検査を受けた。ポーツマス治安判事裁判所において、ポーツマス在住の男性、ステファン・ステイシー21歳は、猫に不必要な苦痛を与えたとして告発された。彼は彼の行為を否定したが、2011年7月の公判で有罪が発覚した。彼は留置刑16週間・執行猶予18ヶ月、18カ月の保護観察、6週間の夜間外出禁止と生涯の動物飼育禁止が言い渡された。ナンシーは幸せな家庭に迎えられた。

12. 隣家の撮影に関心を持ったことが救助に繋がった



ある女性が隣家で行われている飼い犬に対する暴力に恐怖を覚え、その様子を撮影し、RSPCA に送った。

RSPCA インспекターは、「撮影された2頭のスタッフィー雑種犬の状況は、今まで私が見た中で最も衝撃を受けるものだった。裁判所にいた人は皆、フィルムを見て明らかにショックを受けていた。プレスレポーターは泣いていた。」

男性は雌犬の首をつかみ、リードでなぐった。それから、犬を持ち上げ地面にたたきつけた。その結果、犬は、腫れ上がって、ひどい骨折でぶらぶらしている左後肢を上げてびっこをひいていた。その後、RSPCA インспекターからトルーディと名付けられた犬は断脚をせざるを得なかった。

近隣は叫び声と苦痛のうめきが聞こえたであろうし、男性が野蛮にも犬を8分間も棒で殴り続けるのを見たかもしれない。この暴力を記録した女性は、彼女が見た時に叫び声を聞いたに違いない。

フィルムをさらに見ると、男性が、糸につるした柵の実のように、頭にかかっているリードでトルーディを振りまわして地面に落とすということを数回繰り返していた。

バーミンガム在住の男性アザド・カーン 35 歳は彼の行為を認めたが、良心の呵責は少しも示さなかった。2008 年 12 月と 2010 年 11 月の間に、2 頭の犬に対する不必要な苦痛を与えたことを認めた。

彼は 18 週間の投獄を言い渡され、生涯にわたる動物飼育を禁止された。もう一頭の犬はすでに所有していず、

トルーディはウエールズにある RSPCA ニューポートアニマルセンターから幸せな家庭に送り出された。

13. 飢えたロットワイラー、今は健康で幸せ

暴動と略奪に関係して逮捕されたロンドン在住の女性が、ロットワイラー犬を子犬の時から飢えさせていたとして投獄された。

2011 年 3 月、RSPCA インспекターがその家に到着した時、プリンスという名の 3 歳の犬が暗くて汚い部屋の床に丸くなっているのを発見した。彼はあまりに削瘦していたので、ロットワイラーにはとても見えなかった。プリンスの背骨、胸骨、腰骨、骨盤の骨は突出しており、頭も脂肪と組織の不足から奇妙な形になっていた。

インспекターは、彼が立つことができなかったので抱え出し、彼が生き延びることができるかどうかすぐさま動物病院に連れて行った。プリンスは本来あるべき体重 40kg の三分の一しかなかった。彼は脱水していて貧血の兆候を示し、食欲に食べて水を飲んだ。彼は犬舎で過ごせるほど健康になるまで病院で集中ケアを受けた。女性は「プリンスを食べさすお金がなく、取り上げられるかもしれないと思い動物病院にも連れて行かなかった。」とのべた。

獣医学的証拠は、飢えと約 4 週間の医療的配慮の欠如のために不必要な苦痛を与えたことを確認した。飼い主のロベルタ・パーキンソン・ウィリアムズ 23 歳は出廷しなかったが、暴動と略奪に関係して逮捕され



たときに令状がだされた。2011年8月、カンバーウェルグリーン治安判事裁判所は、彼女が出廷しなかったことが有罪の証とし、即時6週間の投獄を言い渡し、5年間のすべての動物飼育を禁止した。

14. 世話を放棄された動物たちが、新しいホームへ

タムワースの元乗馬クラブオーナーは、飼育していた動物の世話をしなかったとして、生涯の動物飼育を禁止された。

2011年5月、7頭の衰弱し、放されている動物（馬1頭、ロバ2頭、牛2頭、豚2頭）は警察によって、敷地から移動させられた。

12月5日、バートン治安判事裁判所において、アーミントンのジャクリン・ドレイク - ハーパー 48歳は、この動物たちと別の馬1頭（この馬は安楽死された）に関連して8件の動物福祉違反を認めた。以前、アーミントンで乗馬クラブを所有していたドレイク - ハーパーは、飼育頭数が馬16頭と他の農業動物19頭以上になりその数に参ってしまった。

彼女は今飼っているペット（犬・ハムスター・鳥）を除くすべての動物飼育を禁止された。また、RSPCAが支払ったすべての費用の支払いを命じられた。

RSPCA インспекターは「生涯の動物飼育が禁止されたことは良かったと思っています。個人の事情がどうであれ、動物を飼育していれば彼らに対する法的義務があるのです。」と述べた。



15. 気の毒な犬ベンジーにフカフカのハッピー・エディング

痛々しい皮膚の状態の高齢の犬は、飼い主が治療を受けさせなかったために、ほとんど毛がなくなった。

RSPCA インспекターは、ハルにある汚いちらかっ



た家で、すさまじい状態の13歳のプードルの雑種、ベンジーを発見。ベンジーの皮膚は肥厚して赤く、炎症を起こして熱を持っていた。彼は掻き続けており、家具に体をこすりつけようとしていた。彼は痩せており、耳は感染していて片方の耳は腫れて敏感になっていた。彼は繰り返し頭を振り、キャンと鳴いた。

インспекターは、すぐに動物病院に連れていき、ベンジーが3～6か月間ひどい苦痛の状態にあったことを確認した。皮膚病に加えて、ノミの感染、ひどく伸びすぎた爪、歯の病気があった。ベンジーの飼い主は、ベンジーが問題を持っていることを認識しながら彼が苦痛を受けていることを受け入れなかったが、動物病院に連れて行くべきだったことは認めた。

2011年3月、シャロン・ワーナー 58歳はベンジーに対して2件の不必要な苦痛を与えたこと、及び、彼のニーズに対応しなかったことに対して罪を認めた。しかし、判決言い渡しの日に出廷しなかった。

彼女は逮捕され、ハル治安判事裁判所で地方裁判所判事は、事件は大変深刻なものであり、彼女は投獄されるべきであると述べた。しかしながら、彼女の年齢と健康問題、以前の良い評判に鑑み、住居の条件付きで、8週間の刑、執行猶予12カ月を言い渡した。また、生涯の犬の飼育を禁止された。ベンジーは完全に回復し、新しい飼い主に迎えられた。

16. ノミに苦しめられていたスタッフィーは自分のしっぽを噛み切った



スタフォードシャーブルテリアは、重篤なノミ感染のまま放置され、耐えられない痒みを止めるために彼の尾の先を噛み切った。

3歳のサムカは、医学的対処されていないノミアレルギーにより、1カ

月間の責めさいなむ痒みという苦痛から、悲鳴を上げるほどのひりひりする傷に覆われていた。

ミルトンキーンズ在住の飼い主シェリー・ブラックウェル 29歳は、お店で売っているものを買って治療していたが効かなかったと抗弁した。犬の皮膚は炎症を起こし、かさぶただけで、あるべき尾の先がひどい傷になっていた。サムカはひどい痛みと不快に打ち負かされていた。ミルトンキーンズ治安判事裁判所は、ブラックウェルに、不必要な苦痛を与えた罪で、1,000ポンドの罰金と120時間の無償労働が言い渡された。彼女はまた、3年間のすべての動物飼育を禁止され、飼育中のウサギの譲渡に7日間の猶予が与えられた。サムカは新しい飼い主に迎えられた。

RSPCA インспекターは「20あるいは30ポンドを出して獣医師から適切なノミ治療を受けていたら、このすべてのことは避けることができた」と述べた。あなたのかかりつけ獣医師は、あなたの犬と家に対する適切な対処薬剤をアドバイスすることができる。

17. 闘鶏実施者、嘘をついたことに対して支払う

若雄鶏の展示を愛する動物愛護者だと言い張っていた男性が、闘鶏用に鶏を飼育していた罪が発覚し、RSPCA のかかった費用 50,000ポンドの支払いを命じた。

チェシャーにあるレイモンド・ウィーダル 61歳の家の捜索で、20,000ポンドの現金と闘鶏のDVD、使

用したメタルの蹴爪と闘鶏の本が発見された。ウィーダルはまた、金網で作った間に合わせの小屋に120羽の若雄鶏を飼育し、内44羽は違法に肉垂を切り取られていた。彼は闘鶏にたまらなく興味を持っているだけで、参加者ではないと主張した。



チェスター治安判事裁判所は、彼を若雄鶏59羽と雛鳥61羽に対して適切な世話をしなかったこと、若雄鶏18羽と雛鳥22羽に対して適切な止まり木を与えなかったこと、若雄鶏37羽を闘鶏の為に飼育していたことを含む10件の虐待で有罪と認めた。彼はまた、ヒワ1羽を所持していたこと及びフェレット3匹のニーズを満たしていなかったことで有罪となった。

彼は、最も長いもので投獄20週間、執行猶予2年を含む一連の執行猶予と6カ月間の夜間外出禁止と150時間の社会奉仕が言い渡された。

18. 離婚後にラマにおきたドラマ

電気技師の離婚が2頭の死亡を含むラマ10頭にひどいネグレクトを引き起こした。

2012年2月、空の餌箱、敷き藁のない破損した小屋があるだけの食べる草がほとんどない凍った牧場で、弱った動物が発見された。彼らの一頭はその場で安楽死をせざるを得ず、もう一頭はあまりに状態が悪く、その後まもなく死亡した。

ネイヤーズボロー在住のジョン・ショウ 41歳は不必要な苦痛を与えたことと4頭のラマのニーズを満た



さなかつた罪を認めた。ハロゲイト治安判事裁判所において、ショウは「最近離婚し、2か所に住んでいて、動物たちに十分なエサを与えることができなかった。」と述べた。

RSPCA インспекターは法廷で「獣医師と商取引規格の人と共に農場を訪れたとき、ラマたちはほとんど骨と皮であった。動物たちは、衰弱に当たる5段階ボディースコアで0と1の間であった。」と述べた。また、彼は「インспекターになって19年、生きている動物で、ボディースコアが0というのは初めだ。ショウは彼が与えている以上のものが動物たちには必要であったことを知っていたが、何もせず、動物は極度になるまで苦痛を受けた。」と言った。

ショウは、投獄12週間、執行猶予12カ月と10年間の動物飼育の禁止を言い渡され、200時間の無償労働とかかった費用3,050ポンドの支払いも命じられた。

8頭の生存動物はラマのスペシャリストに譲渡された。

19. 車内に閉じ込められていた犬は痩せこけて骨と皮だった。



ボクサーミックス犬が飼い主の家屋外においてある車から飢えて死にかけてた状態で発見された。

犬が暑い車の中にいるとの電話通報に対応して、RSPCA インспекターはブラッドフォードの家屋の外に駐車してある車の中で、ハンドブレーキに繋がれた犬を発見した。車の中は糞尿の蓄積で大変汚かった。ぞっとしたRSPCA インспекターは「犬は単に暑い車の中にいるだけでなく、死んでいると思ったほど衰弱していた。少し頭を持ち上げたので生きていることに気が付き、すぐさま警察を呼んだ。彼女は痩せこけて骨と皮だった。」と述べた。犬は地域の開業獣医師に連れて行かれ、そこで食欲に食べて水を飲んだ。脱水を改善するのに48時間点滴を続けた。

キラン・ハッサン19歳とサイマ・ビー26歳は不必要な苦痛を与えたこと及び犬に適切な環境を与えなかった罪を認めた。彼らはすべての動物の飼育を5年間禁止され、100時間の無償労働を含む12カ月の社

会奉仕命令を言い渡された。また、それぞれに、かかった費用260ポンドの支払いが命じられた。

RSPCA フィレッジ・アニマル・センターのスタッフは彼女をジュリアと名付け、完全に健康を回復するまで数か月間看護した。彼女は今、新しい家庭で幸せに暮らしている。

20. 酔った飼い主に蹴られ、逃げ出してケガ

スタッフイーが飼い主による虐待から逃げようと道路に出て車にはねられ、脚に重篤な骨折を負った。しかし、通りすがりの人が苦痛にある犬を助けようとした時に、飼い主が現れ、その人の肩越しに犬を投げ落とし、フットボールのように蹴った。



失業しているスチュアート・チャトウィン43歳は酔って公園でページという犬を蹴り続けていた。目撃者は犬が逃げ出して交通量の多い道路に入り、その後痛みで鳴きながらびっこを引いて歩道に戻ってくるのを見た。通りすがりの人たちの一人が、チャトウィンに抗議しようとした時、彼からパンチを浴びせられたので、警察が呼ばれた。

ページはまずは痛み止めと抗生物質を処方された。RSPCA インспекターが飼い主に質問した時には、酔っていたので起こったことをほとんど覚えていないと言った。

チャトウィンは3件の動物福祉法2006違反に対して有罪を認めた。ヘレフォード治安判事裁判所は、生涯にわたるすべての動物飼育を禁止し、投獄4カ月執行猶予12カ月を言い渡した。また、100時間の無償労働と500ポンドの費用の支払いが命じられた。

21. ポニーが裏庭で不適切飼育に耐えていた

二人の幼児へのプレゼントとして連れて来られた一頭のポニーが、台所から出るクズのみを与えられていたために、栄養不良と貧血の状態で、テラスハウスの庭で発見された。

ダドリーにある長さ15フィートの一面にゴミが散らかった庭で、2歳の濃い栗毛のコブ型馬ディディが鍵のかかった板でふさがれた小屋に閉じ込められていた。

RSPCA インспекターは、2日前に、飼い主のリサ・バジャー 31歳主婦と失業中の夫ウェイン・バジャー 28歳を訪問し、彼らにディディを獣医師に診てもらうようにアドバイスした。

しかし、彼らはそのアドバイスを無視したので、インспекターが獣医師を呼び診てもらった。その結果、ディディはノミに感染して貧血を起こしており、栄養不良であることが分かった。ディディに与えられていた人参・切りわら・ジャガイモの皮は全く不適切な食べ物であり、それが彼を弱らせていた。

ディディがRSPCAに譲渡されたとき、インспекターは彼を庭から出すのに、積みあがった家庭ゴミとガスの缶の上を歩かなければならなかった。

夫婦は不必要な苦痛を与えた罪を認め、10年間の動物飼育を禁止された。彼らはまた、保護監督命令を受け、それぞれに、かかった費用550.25ポンドの支払いが命じられた。

RSPCA インспекターは「ディディは小屋の中で向きを変えることもできず、小屋の状態は全く不適切であった。これは大変ひどいケースだったが、少なくとも、ディディが譲渡され、新しい家庭で幸せにしているというハッピーな終焉にはなった。」と述べた。



22. 腐ったゴミが犬の家だった

エセックスにおいて、2頭のアラスカ Malamute と1頭のコーリーが、腰の高さまでゴミが積みあがった中で椅子一脚と小さなテーブルの一部しか立てる場所のない状態で発

見された。

RSPCA インспекターと警察官がその家屋に入った時、彼らは、床全面が腐ったゴミと糞で覆われているのを発見し



た。黒白のコーリーは糞で覆われたマットレスの上で、皮膚は赤くなり、背骨・肋骨・腰骨は突出していた。2頭のアラスカ Malamute は家の他の場所にいたが、2頭とも大変痩せていて皮膚が赤かった。家中のどこにもフードとお水の形跡がなかった。

インспекターは「どの犬も健康の基礎レベルまで達していず、正常な行動を見せなかった。」と述べた。獣医師は犬たちを検査し、どの犬も脱水状態で疥癬に侵され、栄養不良であると告げた。チェルムスフォード在住の飼い主でドン・カーティス 45歳失業中は、不必要な苦痛を与え、かつ、犬たちのニーズを満たさなかった罪を認めた。生涯の動物飼育の禁止に加えて、チェルムスフォード治安判事裁判所は160時間の社会奉仕命令とかかった費用の550ポンドの支払いを命じた。

コーリー犬マックスと2頭のアラスカ Malamute 犬チェイスとスカイラーは回復し、新しい家庭に迎えられた。

23. 洗車場で飼育されていたサル

37歳の飼い主は、8,000ポンドで購入したリスザルを洗車場事務室に置いた汚い鳥カゴに閉じ込めていた。

チャーリーという名の3歳のサルは、外の囲いや自然光へのアクセスがなく、ケージの上の壊れたヒートランプや電気コードに簡単に手が届くような飼育方をされていた。オウム用のケージは糞が厚く積もっていた。常に聞こえる電車が裏を通る音や近くのタイヤ集積場や洗車の音が繊細な聴覚を持つチャーリーをさらに苦しめていた。

RSPCA インспекターはドーセットにあるモンキーワールド類人猿レスキューセンターに連絡し、A. コーニン博士がチャーリーを引き取りに来た。

チェルシー在住の飼い主アミーレ・カーンはコーニン博士に2カ月前にチャーリーを購入し、ハイドパークをフレキシブルリードで散歩させていたといった。これは森に棲む動物にとっては怖かったであろうし、細菌やウイルスにも晒されていたことになる。

体重は足りず、仲間に飢え、曲がった尾と尿やけに煩わされていたが、チャーリーはすぐに体重が増え、徐々に他のリスザル仲間とお見合いを進めた。彼は今2頭の雌ザルと共に、モンキーワールドの野外の囲いの中で幸せに暮らしている。ここはRSPCAが基金の一部を出しているところである。カーンは2件の動物福祉法 2006 違反の罪を認め、2年間の動物飼育を禁止された。また、400ポンドの罰金を言い渡され、かかった費用 100ポンドの支払いを命じられた。

24. 骨と皮のグレートデン

哀れな痩せた2歳の老グレートデンは、RSPCA インспекターに発見されたときには彼女の理想の体重の半分しかなかった。ミアという名のグレートデンの背骨、腰骨、肋骨は突出していて、重篤な筋肉の消耗があり、脂肪の欠乏で彼の頭は突き出ているように見えた。

RSPCA インспекターが獣医師の診察を受けさせるためにミアを車まで連れて行くときにその様子を見た通りがかりの人は、ショックを受けたようだった。この犬種でこの年齢の犬は、体重 49 から 59 キロであるが、ミアは 28.8 キロであった。

彼女は水を与えられるとすぐさま飲み、フードを食べ尽くしてもっとないかと周りをしきりに見回していた。ミアはRSPCA コベントリー・アニマル・センターに連れて行かれる前に、インспекターからノミと内部寄生虫と皮膚の荒れの対処をしてもらった。彼女はセンターに着くと、やわらかい布団に横になる前に、また食べて飲んだ。

バーミンガム在住の牛乳配達人ポール・グローブ 51 歳は、不必要な苦痛をあたえ罪と動物福祉法 2006

に関するもう一つの罪を認めた。

地方裁判所判事は、「事実は物語る。この動物が長い間ひどくネグレクトされ、この哀れな状態にまで体重を失ったことはこの写真からわかる。」と述べた。飼い主は生涯にわたる動物飼育を禁止され、投獄 16 週間、執行猶予 2 年が言い渡された。また、120 時間の無償労働とかかった費用 600 ポンドの支払いを命じられた。ミアは、RSPCA の看護で着実に体重を増やし、新しい家庭に迎えられた。



前置き

3. 動物に対する責任

- (1)この法律では、動物の責任者は、永続的であれ、一時的であれ、動物に関する責任者である者を指す
- (2)この法律では、動物に対する責任を負うということには、主導権を持ち管理するということも含まれる
- (3)この法律では、動物の所有者は、常に動物の責任者とみなされる
- (4)この法律では、16歳以下の者の保護者は、その保護下・管理下にある16歳以下の者が責任を負う動物に対する責任者でもある

危害の防止

4. 不必要な苦痛

(1) 以下の場合は法律違反とみなす

- (a)行為もしくは行為の欠如が動物に苦痛をもたらし、
- (b)行為もしくは行為の欠如が苦痛をもたらすもしくは苦痛をもたらす可能性が高いということを知っていたもしくは知っているはずであり、
- (c)動物が保護動物であり、かつ、
- (d)苦痛が不必要である

(2) 以下の場合は法律違反とみなす

- (a)動物の責任者であり、
- (b)他者の行為もしくは行為の欠如が動物に苦痛をもたらし、
- (c)このようなことが起こることを妨げなかった、もしくはあらゆる状況下においてこのようなことが起こることを防止する手段をとらなかった（他者の監督、その他の手段）かつ、
- (d)苦痛が不必要である

(3) 本項において、苦痛が不必要であるか否かを判断するために以下のことを考慮すること

- (a)苦痛が適切に回避・軽減できたか否か

- (b)苦痛をもたらした行為が法律もしくは法律のもとに規定された適切な手段や資格に準じて行われたものであるか否か
- (c)苦痛をもたらした行為が以下のような正当化される目的のためのものであったか否か
 - (i)動物に利益をもたらすことが目的のもの
 - (ii)人間、所有物、もしくは他の動物を保護することが目的のもの
- (d)問題の行為の目的に値する苦痛であったか否か
- (e)問題の行為が資格のある、人道的な者が行ったものであるか否か
- (4)本項における事項は適切かつ人道的な動物の処分に当てはまるものではない

8. 動物を闘わせることなど

(1) 以下のことを行った場合法律違反とみなす

- (a)動物を闘わせることを行うこと、もしくはそれを試みること
- (b)動物を闘わせる場への入場料としてそれとわかっていて、料金を受け取ること
- (c)それとわかっていて、動物を闘わせることを宣伝すること
- (d)動物を闘わせる場へ出席できるようもしくは出席を促すことを意図して動物を闘わせることに関する情報を提供すること
- (e)動物の闘いの結果もしくは動物の闘いの最中におけるりうる出来事について賭けをすることもしくは賭けに応じること
- (f)動物を闘わせることに参加すること
- (g)動物を闘わせることに用いることを意図して、動物を闘わせることに関連したことに使うために作られたもしくは改良されたものを所有すること
- (h)動物を闘わせることに関連することに用いるために動物を飼育もしくは訓練すること
 - (i)動物を闘わせることに用いるために土地を所有すること

(2) 法律に基づく理由、もしくは適切な理由なしに動物を闘わせる場にいることは、法律違反である

- (3)法律に基づく理由、もしくは適切な理由なしに以下のことを行った場合、法律違反とみなす
- (a)それとわかっていて、動物を闘わせたもののビデオ録画を供給すること
 - (b)それとわかっていて、動物を闘わせたもののビデオ録画を出版すること
 - (c)それとわかっていて、動物を闘わせたもののビデオ録画を他人に見せること
 - (d)それとわかっていて、供給することを意図として、動物を闘わせたもののビデオ録画を所有すること
- (7)本項においては、「動物を闘わせること」とは、保護された動物が、闘うこと、格闘すること、もしくはそれをいじめることを目的として、他の動物もしくは人間と同じ場所に置かれることである

福祉の推進

9. 福祉を保障するための動物の責任者の義務

- (1)良い世話の実行のために必要と定められているところまで実践する責任を負う動物のニーズを満たしていることをあらゆる状況下において保障するために適切な手段を講じない場合、法律違反となる
- (2)この法律においては、動物のニーズには以下のことが含まれる
- (a)適切な環境のニーズ、
 - (b)適切な食餌のニーズ、
 - (c)通常の行動パターンを表現することのニーズ、
 - (d)他の動物といっしょにもしくは隔離して生活することのニーズそして
 - (e)痛み、苦痛、外傷や疾病から守られることのニーズ
- (3)(1)を適用するときには考慮することには特に以下のことが含まれる
- (a)法律で規定された動物を保有する目的
 - (b)法律で規定された動物に関連する活動
 - (4)本項における事項は適切かつ人道的な動物の処分に当てはまるものではない

10. 改善通知

- (1)動物査察官が、9(1)を遵守していないと思った場合、その者に対して以下の内容を通告することができる
- (a)上記の自分の意見を伝える
 - (b)どのようにその者が法律を遵守していないかの詳

細を伝える

- (c)法律を遵守するために講じなければならない手段を伝える
 - (d)上記の手段を講じなければならない期間を伝える
 - (e)(2)及び(3)の実施内容の説明する
- (2)(1)の通告（「改善通知」）を行った場合、9(1)に規定された訴訟の手続きは以下の事項に関する(1)(d)（「遵守期間」）に規定された期間が終わる前に行うことはできない
- (a)通知のもととなった遵守していないという行為
 - (b)遵守していないという行為の継続
- (3)改善通知に規定された手段が遵守期間の終わる前に講じられた場合、以下のことに関して9(1)に規定された訴訟の手続きを行うことはできない
- (a)通知のもととなった遵守していないという行為
 - (b)通知に規定された手段を講じる前の、遵守していないという行為の継続
- (4)査察官は、改善通知に規定された遵守期間を延長もしくは更に延長することができる

抑圧状態にある動物

18. 抑圧状態にある動物に関する権限

- (1)査察官もしくは警察官が保護動物が苦しんでいると思った場合、動物の苦痛を早急に和らげるために必要と思われる手段を講じるもしくは講じられるように手配することができる
- (2)(1)は、動物の処分の権限を与えるものではない
- (3)獣医師が、保護動物の状態が、その動物の最善の利益のために処分されるべきであると判断した場合、査察官もしくは警察官は以下のことを行うことができる
- (a)その場もしくは他の場所に移して動物を処分することができるもしくは
 - (b)(a)により規定された行為が行われるように手配することができる
- (4)査察官もしくは警察官は以下の状態であると思われる場合、獣医師の許可なしに(3)に規定されている行為を行うことができる
- (a)処分する以外の適切な選択肢がないくらい動物の状態が悪い
 - (b)獣医師の判断を待つことが適切ではないくらい処

分が必要な状態である

- (5)査察官もしくは警察官は、獣医師が以下のように判断した場合、動物を押収することができる
 - (a)動物が苦しんでいる
 - (b)状況が変わらない場合、苦しむ可能性が高い
- (6)査察官もしくは警察官は、以下の状態であると思われる場合、獣医師の許可なしに(5)に規定されている行為を行うことができる
 - (a)動物が苦しんでいる、もしくは状況が変わらない場合、苦しむ可能性が高い
 - (b)獣医師の判断を待つことが適切ではないくらい押収することが必要な状態である
- (7)(5)により与えられた権限には、(5)に規定された権限により押収された動物の子どもを押収することも含まれる
- (8)(5)の規定のもと動物が押収された場合、査察官もしくは警察官は以下のことができる
 - (a)安全な場所に動物を移動する、もしくは移動の用意をする
 - (b)動物の世話をする、もしくは世話の用意をする
 - (i)押収されたときに飼育されていた敷地内において
 - (ii)その他適切な場所において
 - (c)識別のために、印をつけるもしくは印をつける用意をする
- (9)(8)(b)(i)の規定によりもしくは規定された手配のもと活動している者は、敷地内にある用具全てを用いることができる
- (10)(3)もしくは(5)の許可を出すか否かを判断することを目的に、獣医師は、動物の検査や試料を採取することができる
- (11)動物の責任者の関知していない状態で本項に規定された権限を行使する場合、権限を行使した後できるだけ早急かつ適切な時間内に、動物の責任者に権限の行使を知らせるために、その状況において適切な手段を講じなければならない
- (12)本項により与えられた権限を行使することを妨害することは法律違反である
- (13)本項に規定された活動を行う際に費用を負担した者による申請があった場合、治安判事裁判所は、適切な者に弁償を命令することができる

19. 18条の目的のための立ち入り調査の権限

- (1)動物査察官もしくは警察官は、以下のように思われる場合、保護されている動物を探すため、そしてその動物に関連して、18条において規定されている権限を行使するために敷地内に侵入することができる
- (2)(1)は、敷地内の私的な住居に侵入する権限を与えるものではない
- (3)査察官もしくは警察官は（必要であれば）、(1)に規定された権限を行使するために適切な力を行使することができるが、これは、(4)に規定されている令状が発行されそれが実行される前に侵入することが必要であると思われる場合のみである
- (4)(5)を前提として、査察官もしくは警察官の申請のもと、治安判事は、(1)に規定された目的のために、査察官もしくは警察官の敷地内への侵入、そして必要であれば適切な力を用いることを許可する令状を発行することができる
- (5)(4)に規定された令状を発行する権限は治安判事が以下の事項に納得した場合行使できる
 - (a)保護動物が敷地内におり、動物が苦しんでいるもしくは状況が変わらないと苦しむ可能性が高いと考える適切な理由があり
 - (b)敷地に関連して、52条の要件が満たされている

20. 18(5)のもと押収された動物に関連する命令

- (1)治安判事裁判所は、18(5)の規定により押収された動物に関して以下のことを命令することができる
 - (a)動物に特定の治療が行われること
 - (b)特定の者に動物の所有権を譲渡すること
 - (c)動物が売却されること
 - (d)動物が売却以外の方法で処理されること
 - (e)動物が処分されること
- (2)18(5)の規定により動物が押収されたとき、動物が妊娠している場合、生まれてくる子どもに関しても、(1)により与えられた権限が行使できる
- (3)(1)により与えられた権限は以下の者の申請によりのみ行使できる
 - (a)動物の飼い主もしくは
 - (b)動物に適切な関心があると裁判所が認めた者
- (4)以下が当てはまらない場合、裁判所は(1)に規定された命令をすることができない
 - (a)動物の飼い主に意見聴取の機会を与えた

- (b)飼い主と意思疎通を行うことが適当でないということが判明した
- (5)裁判所が、(1)に規定された命令をする場合、以下のことを行うことができる
- (a)命令を実行する者を任命するもしくは実行の手配をすること
- (b)命令の実行を指揮する
- (c)命令の実行をするために更なる権限を与える(動物が飼育されている敷地内に侵入する権限を含む)
- (d)命令を実行するためにかかった費用の弁償を命令する
- (6)本項により規定された権限の行使の判断には、動物の価値を保護する望ましき及び弁償を命令される費用の増加を防ぐことなどを考慮しなければならない
- (7)本項により与えられた権限の行使を意図的に妨害することは法律違反である
- (8)18(13)もしくは(5)(d)により動物の飼い主が負債を抱えた場合、動物の売却により得た金額から、負債の金額と同額を差し引くことができる

有罪判決後の権限

32. 懲役もしくは罰金

- (1)4, 5, 6(1)及び(2)7, 8に違反した者には即決裁判により以下の罰則を科す
- (a)51週以下の懲役
- (b)£2,000以下の罰金
もしくはその両方
- (2)9, 13(6)もしくは34(9)に違反した者には即決裁判により以下の罰則を科す
- (a)51週以下の懲役
- (b)標準尺度においてレベル5以下の罰金
もしくはその両方
- (3)12もしくは13に違反した者には、即決裁判によりこれらの各項による規定により定められた懲役もしくは罰金を科す
- (4)この法律に違反した者には即決裁判により以下の罰則を科す
- (a)51週以下の懲役
- (b)標準尺度においてレベル4以下の罰金

33. 停止

- (1)4, 5, 6(1)及び(2), 7, 8, 9に違反した者がその動物の飼い主である場合、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対処方法に加えて、裁判所は動物の飼育を停止して動物を処分するように命令できる
- (2)動物の飼い主が34(2)に規定された資格剥奪をされていて34(9)に違反した場合、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対処方法に加えて、裁判所は動物の飼育を停止して動物を処分するように命令できる
- (3)(1)もしくは(2)の対象となった動物に子どもがいる場合、命令は対象者の子どもの飼育の停止と動物の処分を含むことができる

34. 資格剥奪

- (1)本項が適用される違反をした者に対して、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対処方法に加えて、裁判所は(2)から(4)の一つ以上の規定のもと適切と思われる期間に及ぶ資格剥奪の命令をすることができる
- (2)本項による資格剥奪は、以下のことを行う資格を剥奪するものである
- (a)動物を所有する資格、
- (b)動物を飼育する資格、
- (c)動物の飼育に参加する資格そして
- (d)動物の飼育方法を管理するもしくはそれに影響を及ぼす組織に参加する資格
- (3)本項による資格剥奪は、動物の取引を行う資格を剥奪するものである
- (4)本項による資格剥奪は、以下のことを行う資格を剥奪するものである
- (a)動物の輸送する資格そして
- (b)動物の輸送の手配を行う資格
- (5)(2),(3), (4)による資格剥奪は、動物全体に対して行うこともできるし、一つもしくは数種類の動物に対して行うこともできる
- (6)(1)に規定された命令を行った裁判所は、43(1)に規定された命令終結の申請を行うことができない期間を定めることができる

35. 資格剥奪に関連した動物の押収

- (1) 以下の場合、資格剥奪に従わずに所有もしくは飼育する動物全てを押収する命令をすることができる
 - (a) 裁判所が 34(1) 規定された命令をする
 - (b) 命令の対象者が命令による資格剥奪に従わず動物を所有もしくは飼育していると思われる
- (2) 動物の飼い主が 34(2) に規定された資格剥奪をされていて 34(9) に違反した場合、有罪判決が出される前もしくは出されたときに、その他の対処方法にかわり、もしくはその他の対処方法に加えて、裁判所は、資格剥奪に従わずに所有するもしくは飼育している動物全ての押収を命令することができる
- (3) 資格剥奪をされた者により所有されている動物に関しては、(1) もしくは(2) による命令は動物の処理を命令するものとなる
- (4) (1) もしくは(2) による命令が実行されて押収された動物で、資格を剥奪された者に所有されていないものは、適切な裁判所の命令に基づき対処される

改善勧告

官庁印

第一部

固有参照番号：

日付：

A _____ 殿（勧告を受けた人物の氏名）	C 飼い主（異なる場合）
B 住所：	D 飼い主の住所（明らかな場合）

第二部

動物の責任者が、良い飼養管理に必要とされる、全ての状況における適切な動物のニーズの保障に必要な手段を講じなければ、動物福祉法2006（以下「法」）第9条に違反することになる。法における動物のニーズには、以下のものが含まれる：

- 適切な環境に対するニーズ
- 適切な食餌に対するニーズ
- 通常の行動パターンを表現するニーズ
- 必要であれば、他の動物と一緒にもしくは隔離した生活環境に対するニーズ
- 痛み、苦しみ、怪我及び病気から保護されるニーズ

第三部

法の第51条により任命された動物査察官である私、（ ）は、法の第10(1)条に基づき、この勧告の第一部のA欄に記入した人物に対して勧告をする。下記の動物に対して、法の第9(1)条が順守されていないという意見をここに表明する。

動物の詳細（適切であれば、特定の場所を含めること）（種、数、性別、個体識別番号、他）

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

法の第9(1)が、以下の形で順守されていないと思われる：

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

第四部

法の第9(1)条を順守するために、第五部で明記した期間までに、以下の手段が講じられなければならないと思われる：

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

上記と同じ効果をもたらす手段を講じることも可能である。法を順守するために同等の効果をもたらす手段があると考えられる場合、その旨を査察官に相談すること。

第五部

第四部に明記された手段は以下の期間までに講じられなければならない：

時分：_____ 日付：_____

上記の日時まで第四部に明記された手段を講じなかった場合、法の第9(1)条のもと起訴される場合もある。起訴された場合、以下の罰則が科せられる可能性がある：

- £5,000 以下の罰金及び・または
- 6 か月以下の懲役

(i)この勧告の原因となった不順守または (ii)その不順守の継続に対しての、法第9(1)条違反の刑事訴訟は、第五部において明記された期間前に行われることはない。第五部において明記された期間前に本勧告において明記された手段が講じられれば、(i)この勧告の原因となった不順守または (ii)勧告に明記された手段が講じられる以前の、その不順守の継続に対する、法第9(1)条違反の刑事訴訟は行われない。

署名：	正式な住所：
氏名(活字)：	
日付：	
時分： 午前・午後	電話番号：

署名(受理者)： _____
氏名(活字)： _____

V 参考

1. アニマル・ホーディング(RSPCA インспекター・ガイダンスノート) …… 48
2. 非偶発的外傷(人為的外傷) —動物虐待の疑い …… 53

1. アニマル・ホーディング

(出典：Guidance Note for RSPCA Inspectors)

アニマル・ホーディングとは何か？

アニマル・ホーダーとは以下のような人物と定義される：

- 最低限の栄養、衛生、そして獣医療管理の基準さえ満たすことができぬほどの数の動物を集めてしまった者
- 動物の状態の悪化（疾病、飢餓、さらには死を含む）及び住環境の劣化（過密かつ不衛生な環境）を認識することができない者
- 動物の収集が自分及び家族の健康やウェルビーイングに悪影響を与えていることを認識することができない者

ホーダーの典型的な姿はしばしば「猫おばさん」等と言われる独身の中高年の独居者とされているがその実態はやや異なる。このような行為は特定の人口や社会経済的集団に特化しているものではない。ホーダーは自らの行為を隠す傾向もあるので2重生活を送っている場合もある。教育レベルの低い経済的に困窮した人々のみならず現在までに発見されたホーダーの中には教師、弁護士、そして何と獣医師までが含まれている。

アニマル・ホーダー対策

いかなる種であってもそれを多数飼育している人々はしばしば自分はそれらの動物を保護している、安住の場所を与えていると主張するのである。しかしRSPCAが多くの動物を集めてしまった者に関わるときに直面する最大の問題は飼養管理の欠如である。はじめはこれらの者たちは多くの場合自分が集めてしまった動物たちに暖かい家と食餌、そして人間との触れ合いを提供しているのだと心底信じているのである。しかし初めは動物保護と言う善意の行動であったものがしばしば最後には集めてしまった動物の膨大な数に収集者自身が圧倒されてしまうのである。

米国における研究によると膨大な数の動物を集めてしまう者たちは幾つかに分類することができる。

1. 強迫症

これは何かを集めるという強い衝動である。目的は「集めること」自体なのである。一般に「収集家」と言われる人々とこれらの者たちとの違いは収集がしばしば環境状況や自己管理体制の劣化につながってしまうことである。この障害は男性よりも女性に多い。

2. 中毒症モデル

米国の獣医師であるKaren Kemperはアニマル・ホーダーと薬物中毒者との間に多くの類似点があると指摘している。中毒の対象に対する執着、中毒であることの否定、同類である中毒者以外の社会からの孤立、迫害されているという被害者意識、そして己の生活環境の放置などがその類似点に含まれる。

3. 動物性愛

ホーダーの極一部がこの分類に入るのであろう。これは性的な妄想や性癖の中で動物が主たる役割を果たすと言う性的な精神障害である。ホーダーの中ではこのようなケースは稀ではあるが時には実際、または象徴的な性的依存が疑われる場合もある。動物性愛とは人間側から見た言い方であり、むしろこれは「動物に対する性的虐待」と定義したほうがよいであろう。

4. 権力、支配力を求める

直接的な動物虐待行動や残虐な行為の大半は何者かに対して権力や支配力をふるうことに対する欲求からくるものであると考えられる。そのような行動をとる人間はしばしばより正常な手法を用いて支配力を駆使するために必要な技術や能力を持ち合わせていないのである。

興味深いことにHumane Society of the United States（全米人道協会）が発表した調査の結果にはRSPCAが遭遇してきたホーダー事件における体験を裏付けるものがある。最近RSPCAの介入が必要とさ

れた事件に、ある女性が244頭の小型犬を含む計269頭の動物を集めてしまったと言うものがある。また全国紙に取り上げられた事件では一軒の家から押収された史上最大数の猫が150であった。このような事件はメディアや一般大衆の関心を引き付けるのであるがRSPCAにとってはこれらは別に目新しい事件ではない。社会はまずそのような境遇に置かれた動物たちのことを心配しなければならないのではあるが、ともすれば刑事裁判の被告になる可能性もある飼い主に対する責任も決して無視することはできない。言うまでもなくこのような膨大な数の動物たちを現場から連れ出し、移動をさせ、保管することができる広い場所を見つけること自体大きな問題である。RSPCAを含む多くの動物福祉団体は自らの施設を限界まで活用しなければならぬ。しばしば一時的な措置として現場から連れ出された動物は民間の施設に入れなければならない。早急に治療が必要な個体もいれば、残念なことさらなる苦痛を取り除くためには安楽死をしなければならない個体もいるのである。RSPCAが負担しなければならぬコストは時には月額にして何万ポンドにも膨れ上がったしまうことさえある。

動物の飼い主とは言えば、ほぼ例外なく連れ出された動物たちの福祉を守るための積極的な活動をしている人々に対しては非協力的であり、妨害を試みることさえある。彼等はしばしば自分たちが不当に迫害されていると感じ、さらには自分が善意で行ってきたことに対してそれ以外の解釈をされてしまうことを受け入れられないのである。動物たちに対して自分たちがやっていることが常識的ではないと言う見かたそのものを認識することができないのである。

沢山の動物を一か所に閉じ込めておくこと自体多くの問題の原因となる。動物も飼い主もしばしば極めて不衛生な環境に置かれることになる。多くの場合動物は寄生虫だらけになり、伝染性の疾患も蔓延する、飼い主自身は膨大な数の動物の世話に圧倒されてしまう、どう考えても毎日の世話に必要な時間をとることはできない。その結果として多くの動物たちが給仕給水と言うような基本的なニーズを満たしてもらうことができずまた必要な獣医療も受けることができないのである。

多くの現場に置いては動物に与えられた苦しみは明らかに彼等に提供すべき必要事項—生活、食事、獣医療等々—が不当に差し控えられた結果であるという判断に値する。しかし現実はそのような明確な判断はしにくい場合が多々ある。動物福祉団体であるRSPCAは査察官たちが動物の福祉がどのような状況にあるかを評価する基本として5つの自由を用いている。農業動物の状態を評価するための基本として取り入れられた5つの自由は一般的に知れ渡っているがこの基本概念をコンパニオン・アニマルに移行させることはそれほど複雑なことではない。

このような現場を捜査する査察官は動物たちの肉体的状況のみならず精神面でのウェルビーイングをも考慮しなければならない。感覚ある生物の福祉は肉体と精神双方のウェルビーイングが保たれていれば良好である。単純な言い方をすれば動物は体が健康で心もハッピーでなければならない。

RSPCAの早期の介入や助言の試みはしばしば飼い主から拒否されるのである。前述した被害妄想的意識や飼い主自身の「自分でできる」という幻想がそうさせるのである。残念なことにRSPCAやその他の組織が、動物が苦痛を感じる前に介入をすることを可能とする法律的手段はない。現在の制度においては動物が苦痛を感じる状況に置かれてからの介入をする懲罰的対応しかできないのである。言うまでもなく動物福祉法の改正案にはこのような問題に対応するための条文が含まれている。

まずはじめに動物たちの状況に対処するために必要な作業が行われなければならないが査察を実施している者は次に飼い主に目を向けなければならない。必ずしも起訴できるとは限らないのではあるが、動物の収集癖がある人間に対処することは周囲の者たちにとって極めて困難な作業である。法律の専門家（弁護士）はたいていの場合クライアントのニーズを速やかに確認しそれに対して必要な助言をする。しかし彼等の「常習性」はしばしば認識されぬままになってしまうのである。助言を受けたはずのホーダーは法律家の意見を多くの場合拒否をし、自らの被害妄想や問題否定の意識をさらに募らせるのである。また審議途中で弁護

士が変わることもよくあることである。このような状況下においては起訴をする側が満足のいく結果を求めて活用できる策も限られてくる。例えば、警告文書を発行して活用する場合には被疑者が自らの過ちを認めなければならないのであるが、ホーダーにとってはこれは不可能に等しい。

長期的に動物の福祉を守ろうとするならば飼い主の協力は必須である。しかし多くの場合飼い主は自分が間違っていることは認めずかつ状況を改善しなければならないという意識にも欠けている。彼らが欲するのはできる限り速やかに運び出された動物たちとの再会を果たすことである。

このような態度が示されるために集められてしまった動物たちの苦しみを取り除くため、そして今後集められてしまう動物たちの苦しみを未然に防ぐためにも動物福祉法を施行していかなければならないのである。

これらの問題は RSPCA だけで解決できるものでもない。RSPCA がまずはじめに接触すべきは地元の役所である。地元の役所の協力を RSPCA の査察官が求める場合に必要なのは現場の当局職員に与えられた法的な権限を知ることである。

地方自治体がアニマル・ホーディングに対して活用できる法的権限

保健衛生関連

1936 の Public Health Act (公衆衛生法) セクション 85 によると健康被害が生じるほど、もしくは害虫の発生を促進するほどの汚れた不衛生な状況にある土地・建物は (消毒や内装工事により) 清掃をしなければならない。ビクトリア時代から引き継がれた文言であるが「汚い」とはすなわち汚物、人間もしくは動物の排泄物があることを意味する言い回しである (英文 filth) しかし不衛生は曖昧な言葉である。「害虫が発生する」とは公的費用にて殺虫剤等の散布が必要となるであろうほどの害虫がわいていることである。さらにセクション 84 には補助的措置として現場で発見され

た汚れたもしくは害虫がついた物品 (衣服、家具等々) を洗浄するまたは必要とあらば破棄する義務が明記されている。また害虫だらけの人間に洗浄を要請する、もしくは判事の命令 (s.85) に従ってそれを強制する権限が当局には与えられている。

より頻繁に用いられるのが 1990 の Environmental Protection Act (環境保護法) である。同法は自治体に公衆衛生の侵害もしくは周囲の迷惑となる状況にある建物・土地、または同じ問題を引き起こす「物」の蓄積等を含む様々な問題の解消を要請する権限を与えている。

公衆衛生の侵害に関しては最近の判決をみるとやや解釈の幅が狭いように感じられる。それは疾病の脅威をもたらす可能性が高いということであるが、しかしそれは例えば、害虫の大量発生や深刻な不衛生状態を網羅するだけの幅はあるのであろう。「迷惑」とは慣習法上他者の所有地の使用に物理的な弊害となる事柄 (私的不法妨害) もしくは一般大衆の生活の質等に影響を与えるもの (公的不法妨害) であるがこのような条項のもとをたどればそこには公衆衛生に対する関心がうかがわれる。時にはこのような権限を用いることが義務とされる場合もある。つまり弁護士が「単なる権限」と称するものではなく法定義務・職務として遂行せねばならないものであることを念頭に置いておかなければならない。さらに個人の傷害防止のため、または他者への深刻な迷惑の防止のためには居住場所からその住人を強制退去させることが 1948 年の National Assistance Act のもとで可能となっている。

1949 年の Prevention of Damage by Pests Act (害獣被害防止法) ではネズミ等の侵入を防ぐために土地の所有者にしかるべき措置 (食餌や巣になり得るものを撤去する等) をとることを当局が強制できる。Public Health Act (公衆衛生法) は屋内の清掃にあてはめられることが多く害獣防止の法律はどちらかと言えば庭などの清掃を促すために用いられる。

1936 年の公衆衛生法セクション 287、もしくは 1990 年の環境保護法の schedule3 に基づき当局は令状をもって立ち入り捜査ができる。このようにして立ち入ることによって (住宅の場合には緊急時を除き通

知をする) 当局がなにか行動を起こさなければならない状況が存在するか、法定「迷惑行為」が存在するかを確認でき、結果として適切な対処をすることができる。

公共サービス等に関する権限

1978年のRefuse Disposal Act(ゴミ処理法)によると野晒しにされている廃棄物は通知後に当局が回収しその処理費用を土地の所有者に請求できる。しかしまずは土地所有者が所有権を放棄しなければならない。一方1990年のTown and Country Planning Act(都市計画法)では近隣の快適景観を損ねる土地の所有者にそれを適切な状態に戻すことを強制できる。

これらの法の活用は全て従来の法の強制執行を実施すると言う形をとるものである。まずはじめに当局に対する苦情もしくはその他の情報提供がありそれに次いで提示された期限内に私有地を清掃する、蓄積物を片付けることを要請する命令、制定法に基づいた通知書、が届けられる。これらの通知書に対して不服申し立てをする権利はあるが、命令に従わないこと自体は略式起訴犯罪として扱われる。環境保護法のもとでは他に類を見ない無期限の再発禁止措置があり、これを破ることはそれ自体が新たな違法行為として扱われる。

環境保護法にのみ妥当とされる理由による免責がある。疾病もしくは無能力が妥当な理由として受け入れられる可能性は低く、有罪判決が十分に予測できるがしかし裁判を通して対処しようとするのは適当ではない。法律の視点から考えるとこのようなケースは法務長官による公益性の基準を満たさない場合が多く、投じる資源に見合った結果を生むことも期待できない。このような点を満たすことができない訴訟はあまり奨励されるものではない。より実践的に考えると法の執行と言う手段に出る主たる目的は当局が命令した措置が、コスト回収が後にできるか否かは別にして、実施される状況を確認することである。罰則を相手に与えることは目的ではない。

地主が自治体である場合

地主が自治体である場合には賃貸契約の中に迷惑防止条項が入っていることもある。民間の地主の場合に

は賃貸料が入ることが先決でありこのような制限をつけることに二の足を踏む。しかし多くの「公的家主」たち—自治体の資本を次々と引き継いでいる地方議会や公益法人など—は様々な形の反社会的行動を制御することができる熟考された契約条項を設けている。何かがあった場合最終的には住居を取り上げることが目的とされているものである。近い将来Anti-Social Behaviour Act(反社会的行動規制法)がそれをより容易にするであろう。

それまでの間は自治体はAnti-Social Behaviour Orders(ASBO)(反社会的行動規制命令)を対処方法の一つとして考えることもできる。

証拠とその問題点

RSPCAの査察部が正式な捜査に乗り出さなければならないというレベルにまでアニマル・ホーダーが状況を悪化させてしまった場合、その現場には熟練した査察官をも圧倒するほどの数の動物が蓄積してしまったことが多い。ここではそのような現場に呼び出された査察官の助けとなるような事柄を列挙してみた。

言うまでもなくこのような現場に置いては初期の段階から現場の管理が大切になってくる。まずは現場の出入りを制限するところから始めればよいであろう。現場に最初に派遣された査察官がおそらくケース担当者として訴訟担当の部門に最終的に全ての必要書類を提出する責任者になるであろう。地域内の様々な資源や団体等を活用しなければならないことを考えると主任査察官(chief inspector)が果たさなければならぬ役割は明確である。様々な役所や公共機関との連絡は管理者としての大切な仕事である。また、連携による資源の確保や電話通報の再配分もしなければならない。今まで提言をしてきたようにまずは一つ一つの作業を呼びこまれた各査察官の能力にあてはめていくことが大切である。一つの作業に専任者をつけることは収集される証拠の質と量を確保しひいてはケース担当査察官の大きな助けとなることである。一つの作業を複数の査察官に担当させる場合にはケース担当官がはっきりとそれぞれの仕事の範囲を説明する必要がある。

環境の状況

環境そのものが動物に苦痛を与えている場合もある。最初に現場に到着した時に動物が置かれていた環境の状況を克明に記録しておくことは必須である。動物が日常的にこのような環境に置かれていたことの証拠となる記録は明確に反映しなければならないのである。部屋・檻等の面積を記録することは当たり前であるが、室温、熱源の種類、換気の有無なども記録する必要がある。窓はあいているかしまっているか？もし閉まっているとしたらあまり開けられてはいないと言うことを示唆する証拠はあるか？室内を暖める暖房器具は？その器具は実際に稼働するものであるか？動物たちは自然光に当たることができるか？自然光の欠如は家畜のウェルビーイングに大きな影響を与えるものである。初期の環境を可能な限り記録する手段が入手できるまでは保存しておかなければならない。動画や静止画のような画像記録も大切であるが、動物が置かれていた環境内のアンモニア濃度等を証拠として取っておくべきかを考慮しなければならないこともある。公衆衛生担当の専門官が補助に入っている場合などはこのような証拠の収集を手助けしてくれるであろう。

相当数の動物が発見された現場においては査察官は小チームを組んで作業分担を行うとよいであろう。

例えば：

チーム1 下階の担当

- 査察官 A 捜査官
- B 証拠収集
- C 記録係(ノート取り)
- D 写真撮影

チーム2 上階の担当

- 査察官 E
- F 同上
- G
- H

現場にての証拠収集が開始される前に一人の査察官が全体のビデオ撮影を行うべきである。

その後ビデオ撮影は可能な限り動物たちが連れ出される場面を含めて続行するべきである。動物たちが運出された後の映像は証拠としてはあまり価値がないも

のであろう。写真記録を残す時も全く同じである。全容の写真を残すことは大切であるが同時に個々の動物たちの個体識別用の写真も大切である。すべての個体の写真記録を個別に残しておかなければならない。

このような現場の記録を残す責任を託されたものたちは全ての証拠品を正確に、克明に記録しておかなければならないのである。また正確な情報をくまなく書き留めておくことに勝るものはない。さらに動物の預かり先に対する配慮も必要である。実際の査察を実施した者たち以外の人間が後日、時には元の飼育場所から何キロも離れた保管場所で動物たちを識別できるようにしておかなければならない。首輪にIDを付けたリ、番号を振ったタグを用意したりすることは必要であろう。マイクロチップに関しては所有権が放棄された時のみに用いる。

文書による記録を残すことと証拠識別を任された者たちの補助として同ブックレットには初めて2つの表を添付した。各証拠の記録票(付録1)及び証拠品一覧表の新しい改訂版(付録2)である。

証拠記録票はその作業を担当している査察官が一部記入するのであるが担当獣医師により書き込まれる記録のたたき台になることもあろう。もしそうであれば記録票の最後の署名欄には獣医師が内容を確認した上で署名しなければならない。

動物の各個体の置き場所を正確に記録しておくことは重要である。動物がケージに入れられている場合にはそのケージに関する詳しい情報も記録する。ケージ自体が証拠品になる可能性もある。もしそうであればケージも証拠品一覧表に記載し、その詳しい状態を証拠記録票に書き留めておかなければならない。

文書記録の担当者は動物の各個体が置かれていた場所等を含む現場の見取り図を描いておくべきである。その例が付録3である。査察チームの構成員全員がこのような図を確認、承認し、それに署名するべきである。

法医学的解剖所見

アニマル・ホーダーの事件を扱う場合しばしば現場では動物の遺骸が発見されてしまうのである。ホー

ダーが死んだ動物を無視しそのままにしておくことは良く見受けられる事柄である。彼等はこのような出来事に対処する能力を持っていない。解剖の目的は死因を探ることのみではない。協会が訴訟を起こす場合の刑事裁判で用いる法医学的証拠を提供するという意味もあるのである。動物の遺骸の司法解剖はそれを実施するに十分な資格を有する獣医師にまかされるべきである。このような獣医師は大学の獣医学部や民間の動物実験施設等で見つかるであろう。このような作業は正式な資格を持っている場合を除き民間の開業獣医師にまかされるべきではない。

作業員の健康と安全

アニマル・ホーダーの多くが身を置くような不衛生な環境はそこで作業をしなければならない者たちの健康と安全にも大きなリスクとなる。このようなリスク

は決して過小評価するべきではない。またこれらの現場に置かれている動物たちの多くは人間との接触経験も少ない。扱いが難しい個体も多く、物理的な抑制も必要となってくる。動物たちに不必要なストレスをかけぬように気を配る必要はあるが同時に査察官たちは自身や仲間の安全を考慮することを忘れてはならない。現在の RSPCA の保健・安全対策に含まれている様々な注意事項に従うことが必要である。

報道

この種の事件はしばしばメディアの関心を集める。地域の報道官、本部の報道官、及び NCC に早いうちから担当の主任査察官が連絡を取っておくことによりメディアのアクセスを管理することが可能になる。査察の際に集められた数々の証拠は訴訟担当部門の許可なしに公表することはできない。

2. 非偶発的外傷（人為的外傷）・動物虐待

（カリフォルニア大学デイビス校 田中垂紀著論文から）

非偶発的外傷の特徴的臨床所見

- ・タバコ、熱湯、薬品による火傷
- ・打撲傷（殴打の痕）
- ・舌小帯断裂
- ・下顎骨骨折
- ・原因不明の骨折（複数）
- ・硬膜下出血
- ・網膜出血
- ・刃物、針金などによる切傷
- ・幼児虐待とほぼ同じ

診断基準

- ・説明の付かない原因不明の外傷
- ・臨床所見と稟告が合わない

— 触診／聴診：

打撲傷、骨折、腫脹、血腫、腹水、胸水

— X線写真：

複数の骨折、肋骨骨折、骨折の自然治癒形跡（複数）

— 血液検査（CBC、生化学）：

出血傾向、炎症反応、腎機能、肝機能、中毒反応

— 尿検査：

血尿、タンパク尿、中毒反応

== 最大の診断基準は不自然な稟告 ==

虐待の危険因子

動物の危険因子

- * 手がかかる（仔犬、仔猫）
- * 家の中で不適切排泄
- * 下痢／嘔吐あるいは経済的負担のかかる慢性疾患がある
- * 言う事を聞かない、破壊的な行動
- * 攻撃的
- * うるさい

幼児虐待の危険因子と同じ

獣医師が現場で動物虐待を疑うべき危険信号(飼い主の虐待行為が疑われる場合)

- 状況説明と一致しない不自然な外傷
- 怪我をしているのに動物に無関心
- 重篤な痛みを伴う危機的状態でも治療に積極的ではない
- 外部寄生虫の重篤感染
- 被毛の状態が劣悪
- 基礎疾患がないのに衰弱(栄養不良など)
- 未治療の慢性疾患
- 複数の動物病院に通院(虐待がばれないように病院を転々とする)
- 薬物乱用の疑い(飼い主が)
- 生活環境が不衛生
- 患者が幼齢(仔犬/子猫で原因不明の外傷)
- 未去勢雄
- 飼い主-濃い化粧、タートルネック(飼い主も虐待を受けている可能性も)
- 患者を連れてきた子供が大人(親/保護者)に対して怯えている様子(子供も虐待されている可能性も)

- 基本的な予防処置(ワクチン接種など)をしないことによる感染性疾患や外傷が多い
- 遠方から来院、時間外、複数の動物病院にかかって飼育頭数をごまかす
- 新しく飼い始めた動物には過剰なケア、以前からいる動物に対しては比較的無関心
- 臭いをごまかすために香水やシャンプー(動物にも自分にも)
- 他の動物の分の薬を処方してもらいたがる
- 何頭飼っているか言いたがらない
- 「拾ったばかり」と言って明らかに長期監禁状態だったような動物を連れて来る
- 「もっと動物を助けないといけない」、と待合室で他の人にも息巻いてしゃべる

臨床現場で動物虐待を察知するには

- ▶ 稟告と一致しない検査結果(X線写真、検査結果は嘘つかない)
- ▶ 看護師の聞いた話と獣医師が聞いた話の一貫性
- ▶ 子供からも話を聞く(子供は大人よりも正直)
- ▶ 家族関係を観察(怖がっている様子)
- ▶ あやふやな言い訳、責任転嫁

アニマルホーダー

- 最低限の栄養、衛生環境あるいは医療を提供できないほど動物を溜め込む
- 動物や家庭環境が劣悪なことを認識できない
- 動物を集めていることが、自分を含め家族の健康や幸せを害することも認識できない
- **非偶発的虐待とは性質が違う**
- 危害を加えている意識は全くなく、むしろ動物を助けているという自負
- しかし、動物には明らかに苦痛を伴い、虐待行為
- 精神衛生上の問題との関連性(強迫性観念)

獣医師が現場でアニマルホーダーを疑うべき危険信号

- 複数の動物を連れて来る(異常な多頭飼い)
- 数回通っただけですぐに転院する(多頭飼いがばれないように)

リサイクル適正表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作成しています。

平成 25 年度

動物の虐待事例等調査報告書

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
電話:03-3581-3351(代)

請負者: 公益社団法人 日本動物福祉協会
〒141-0031 東京都品川区西五反田8-1-8 中村屋ビル
電話:03-5740-8856 FAX:03-5496-0930